

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成28年度版）の改正概要

- 「建築設計標準」は、バリアフリー設計のガイドラインとして、平成19年度に作成。新たな機器の普及や技術の進展、障害者団体等からの要望を反映させるため、これまで5年ごとに改正を実施。
- 2020年東京大会での国内外からの来訪者の増大を見据え、新築だけでなく既存施設のバリアフリー化にも取り組む必要があることから、改修の観点などを盛り込むため、1年前倒しして「建築設計標準」を改正（年内に案を作成、年度内に公表）する。

現状の課題

- ホテル客室（新築）
 - ・車いす使用者用客室は一般客室に比べ約1.4倍の面積※である
 - ・高齢者、障害者等の外出・旅行等の機会の増加から、より多くの利用可能なホテル客室が必要
 - ・一方で、インバウンド増加の対応のためには、より多くの客室数を確保することも必要
 - 客室数を確保しながら、客室のバリアフリー化を促進する必要がある
- ホテル客室（既存）
 - ・客室の面積が小さいことや、浴室・便所の出入口の幅が狭く、段差があることから車いす使用者等が利用しにくい
 - ・一方で、改修にあたって、面積や水回り配管の位置・スペースの確保に関する制約が多い（日本のホテルの特徴）
 - 様々な制約を解決しながら改修を促進する必要がある
- トイレ
 - ・多機能トイレの普及により、多機能トイレへ利用者が集中し、本来必要とする車いす使用者等がトイレを使用しづらい状況
 - 多機能トイレの利用集中を解消する必要がある
 - ・高齢者、障害者等が使用できるトイレの数が少ない
 - 既存トイレの改修を促進する必要がある

※日本ホテル協会及びシティホテル連盟へのアンケート調査による結果（ツインタイプの客室）

主要改正事項

- ① ホテル客室のバリアフリー化の促進
 - ・バリアフリーに配慮した「一般客室」の設計標準の追加
 - ・既存ホテルの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案
- ② トイレのバリアフリー化の促進
 - ・多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能トイレの分散配置を促進
 - ・既存トイレの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案
- ③ その他改正事項
 - ・用途別の計画・設計のポイントの記述の充実
 - ・設計者等にとって分かりやすい内容とするための記述内容の充実

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（案）（抜粋）

はじめに

(1) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」とは

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(以下「建築設計標準」という。)は、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものである。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で一定の規模以上のもの(特別特定建築物)に対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物(特定建築物)に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容、建築物のバリアフリーの標準的な内容を、図表や設計例を交えて解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多彩な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。

なお、2014(平成26)年度には、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)』を策定し、劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設において多様な利用者が円滑に利用できる環境整備を図っているところである。

(2) 今回の改正の背景と目的

前回の建築設計標準の改正から4年が経過し、その間、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催決定や、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加など、社会情勢は大きく変化しており、建築物の一層のバリアフリー化が求められている。また、我が国においては諸外国に例を見ない急速な高齢化が進行しており、本格的な高齢社会への対応は急務である。

このような背景から、高齢者や障害者等に配慮した施設に対する需要は特に高まっており、建築物の新築時だけでなく、既存の建築物を改修し、バリアフリー化することも強く求められている。

これらを踏まえて、利用者の目線に立ち、全国の建築物におけるバリアフリー化を一層進めるため、建築設計標準の次の内容を中心に改正を行う。

- ① 宿泊施設について、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した「一般客室」の設計標準の追加、既存建築物における改修方法の提案、ソフト面での配慮等の記述の充実
- ② 車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備等について、一層の機能分散や小規模施設・既存建築物の整備を進めるための記述の充実
- ③ 建築物の用途別の計画・設計のポイントの記述の充実
- ④ 設計者にとってわかりやすい内容とするための構成等の整理

今回の改正にあたっては、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の制定により、「障害」とは個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的保障を取り除くのは社会の責務であるという考え方に立脚して、改正を行っている。

上記の内容を盛り込んだ新たな建築設計標準が広く活用され、設計者等の更なる資質の向上を促すことで、すべての人にとって使いやすい建築物が社会全体で整備されることが望まれる。

用語の定義

建築設計標準で用いる用語の定義は、以下の通りである。

- ・ バリアフリー法： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号、改正 平成18年6月21日法律第92号）をいう。
- ・ 特定建築物： バリアフリー法第16条に規定する学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物等をいう。
- ・ 特別特定建築物： バリアフリー法第17条に規定する特別支援学校、官公舎等の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものをいう。
- ・ 建築物移動等円滑化基準： バリアフリー法第14条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
- ・ 建築物移動等円滑化誘導基準： バリアフリー法第17条第3項第一号に規定する建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
- ・ 主要な経路： バリアフリー法第18条第1項に規定する「移動等円滑化経路」をいう。
- ・ 利用居室： バリアフリー法第18条に規定する不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

第2部第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

(1) すべての人に使いやすい建築物の計画、設計

① すべての人に使いやすい建築物を目指した考え方

- ・建築物は、可能な限りあらゆる市民の利用を想定しておくことが望まれる。すべての人に使いやすい建築物とは、地域で生活し、あるいは地域を移動するすべての人が利用しやすいことを目標として整備された建築物のことである。その範囲は、公共施設、民間施設を問わず、また、働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず、地域に存在する大半の建築物ですべての人に使いやすい建築物を目指す必要がある。
- ・建築物の整備において、すべての人の公平な利用に供することは容易なことではないが、市民・建築主・施設管理者・行政等、様々な人々が、それぞれの立場で協力し合い、支え合い、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した物理的環境の整備を図ることが求められる。
- ・建築主・施設管理者や設計者には、建築設計標準を参考にしながらも、画一的に適用するのではなく、想定される利用者の特性や施設用途、あるいは工事費や立地環境等を十分に検討して整備方法を工夫し、建築物の計画・設計を行うことが求められる。

② 高齢者、障害者等の対応の考え方

- ・バリアフリー法において、高齢者、障害者等とは、「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。」とされており、妊産婦、けが人等、一時的に制限を受ける人々や、身体の機能上の制限を受ける障害者に限らず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者もすべてバリアフリー法に基づく施策の対象とされている。このような法的解釈のもとに、すべての市民の利用を考えることになる。
- ・すべての利用者のうち、特に高齢者、障害者、児童・乳幼児、外国人等については、施設・設備・情報のアクセシビリティ確保のために、その利用特性を把握する必要がある。
- ・車いす使用者は、下肢・上肢、あるいは体幹の障害部位、車いすを移動する推進力等によって、利用特性が異なる。
- ・視覚障害者は、受障年齢、視覚障害の内容、見え方、受障後の生活訓練体験、就労経験、外出頻度、単独での外出が可能であるか等によって、利用特性が異なる。
- ・聴覚障害者は、ろう者と中途聴覚障害者で手話等のコミュニケーション手段に相違が見られるが、情報伝達手段の必要性は共通である。
- ・知的障害者や発達障害者は、コミュニケーションや情報の発信・入手が不得手な人が多く、静かな環境等が確保できない場合に、物理的環境や周囲の人間関係からの不安を感じることもある。
- ・精神障害者は、空間計画や施設運営が分かりやしくないと、環境不安を感じることもある。
- ・児童は成人と体格の違いがあり、また、乳幼児は保護者との同伴が必要である等の特徴がある。
- ・すべての人に公平に使いやすい建築物を計画するためには、こうした様々な利用者の利用特性を十分把握する必要がある。そのためには、建築主・施設管理者や設計者は、建築物の計画にあたって、必要に応じて市民の意見を聞き、参画を求め、利用者のニーズを理解し、可能な限りすべての人に使いやすい建築物を実現するよう努める必要がある。

- ・また、高齢者、障害者等は、火災や地震等の非常時に特に避難上の制約を受けやすいので、専ら高齢者、障害者等が利用する建築物の計画に際しては、的確な情報伝達、安全な避難動線の確保、避難場所の整備等について、特に留意しなければならない。

(2) ソフトとハードの相互補完と対応について

- ・すべての人に使いやすい建築物は、移動経路や利用居室等の建築的な対応によるハードの整備だけで達成されるものではない。建築物を利用するためには、ハードとソフトの両側面からの支援が必要であり、整備された建築物をより利用しやすくする運営管理・人的対応等のソフトを工夫することが重要となる。
- ・ソフトによる工夫として、高齢者、障害者等の道路等から利用居室等への円滑な移動・施設の円滑な利用のための人的配置（案内・誘導の実施、筆談・手話通訳の実施等）、コミュニケーション支援のための備品や福祉用具の貸し出し等による支援、建築物のバリアフリー化等に係る情報提供等を総合的に計画することが考えられる。また、補助犬を利用している方々の施設利用について、十分に理解し、配慮する必要がある。児童や知的障害者等の利用が想定される場合には、利用を支援する職員配置にも留意する必要がある。
- ・優先課題である非常時の安全対策には、建築・設備の配慮に加えて人的サポートも包含した、総合的なバリアフリーの観点に基づく情報伝達・避難システムの構築が必要である。
- ・また、整備された建築物が適切に機能するよう、維持管理することも重要である。施設使用開始後に、利用者のニーズが増加したり多様化したりすることも考えられることから、利用者の意見を聞き、必要に応じて改善・改修することも考えなければならない。建築主・施設管理者には、施設使用開始後の改善・改修に柔軟に対応できるよう、維持管理、運営面での配慮も求められる。

(3) さらに使いやすく快適な建築物の整備に向けた計画・設計情報の蓄積

- ・高齢化や「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、関係する当事者の参加のもとで検証し、その結果に基づき新たな施策や措置を講じることにより、段階的・継続的な発展を図ることが重要であり、このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれている。
- ・すべての人が使いやすい建築物を整備するためには、計画・設計時の当事者参加による検証で得た情報、計画・設計、施工において得た情報等の収集と蓄積を図ることが重要となる。
- ・また施設使用開始後に利用者や施設管理者の意見を聞き、必要に応じて当該施設での改修・改善を行うことともに、これらの過程で得た情報を蓄積することも重要となる。利用者個人の経験に係る情報も、重要な設計情報である。
- ・建築主・施設管理者、設計者、行政には、これらの情報収集・蓄積と公開に努め、次の新築設計・改修設計等に反映し、よりよい建築物、生活環境の整備に努めることが求められる。
- ・利用者のニーズにきめ細やかに対応した建築物の設計・整備や運営管理は、こうした作業を繰り返すこと（スパイラルアップ）によって達成されるものである。

バリアフリー整備を活かすソフトな取り組み事例

さいたま新都心バリアフリーまちづくりボランティア

① 経緯

さいたま新都心では1997（平成9）年2月、全国に先駆け「さいたま新都心バリアフリー都市宣言」を行い、学識者・障害者団体等を含めた委員会での検討を経て、公共施設及び民間施設の各整備主体と連携し、ハード面のバリアフリー化を推進するとともに、ソフト面ではまちづくりボランティア活動によるバリアフリー化を推進することとなった。

ボランティアは「バリアフリーまちづくり」として公募により選考され、事前講習を受けて、2000（平成12）年の街びらきとともにボランティア活動を開始しており、現在はスタッフ4名（常時2名の2交替）を中心とし、61名のボランティアが活動している。

② 活動拠点

スタッフ及びボランティアは、けやきひろば1階の「ふれあいプラザ」（利用時間10時～18時、12月29日～1月3日を除き無休）に待機しており、依頼があった際には街の案内や身体の不自由な方のサポートを実施している。なお、ふれあいプラザには、休憩室があり、大人用ベッドの他、乳幼児連れ利用者のための設備として「おむつ替え台」、「授乳コーナー」、ミルク調乳用のお湯と電子レンジが利用可能となっている。また、車いす、ベビーカー、音声誘導端末の貸し出しも無料で実施している。

③ 主な活動内容

i) 高齢者や障害者へのサポート

さいたま新都心を訪れる高齢者や障害者の方々へのサポートを行っており、市内のみならず、県外からも、ホームページや口コミで情報を入手して利用される方もいる。

ii) イベントの実施・協力

けやき広場を活用し、誰もが安心して楽しめるような様々なイベントを企画し、実施している。

毎月水曜日に開催される歌声ひろば活動は、懐かしい童謡や唱歌を演奏に合わせて歌うイベントで、500人を超す参加者があり盛り上がりを見せている。

また、七夕飾り活動では、さいたま新都心駅前を中心にボランティアの手作りにより、七夕の飾り付けを行っている。ボランティア利用者、ふれあいプラザ利用者、イベント参加者、近隣の小学校や高齢者、障害者施設の方等の多数の方が書いた短冊をさいたま新都心に飾り付けることにより、まちの賑わいを演出している。

iii) 小学生のバリアフリー社会科見学の対応、体験学習への支援

さいたま新都心には、合同庁舎やスーパーアリーナも立地していることから、社会科見学会に訪れる小学校が多く、これら見学への対応においてバリアフリーのまちづくりの取り組みも紹介している。

「バリアフリー」について学習するようになると、学習を深めるためにバリアフリー疑似体験が活用されることも多い。「バリアフリーまちづくりボランティア」では、学校側の目的や実施時間の希望等を踏まえ、バリアフリーに関する理解が高まるようにプログラムのアレンジも行っている。また、見学等に関するボランティアのための共通マニュアルの作成や研修も実施し、スキルアップに努めている。

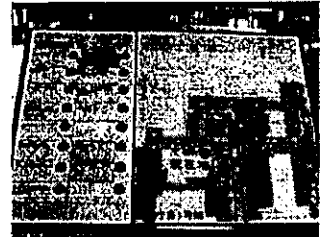
2011（平成23）年度の実績では、小中学校129 団体（市内89、市外40）が利用した。

iv) インターネットによる情報発信

ふれあいプラザのホームページを設け、活動内容等に関する情報発信を行っている。

④ 実績

街びらきからの約12年間でボランティア利用者数は延べ約9万人（2000（平成12）～2012（平成24）.3）となり、2011（平成23）年度の利用団体数は151団体、利用者数は4,000人となっている。



1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント

(1) 建築計画の手順

① 整備方針を設定する

- ・建築物のバリアフリー化においては、高齢者、障害者等を含むすべての利用者に公平に対応することを原則とする。
- ・建築物の立地条件、用途・規模、新築・改修によっても、バリアフリーに係る整備方針は異なる。
- ・建築部位や単位空間のバリアフリー化のみを目標とし、部分的な整備に目をうばわれると、建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用のしやすさ等の確保が不十分になる。常に建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を念頭に置いて、計画・設計を行う。

② 利用者の特性とニーズを把握する

- ・利用者の特性や利用者ニーズを適切に把握し、これらを反映した計画を行うためには、利用者の意見を聴取し、設計・計画への参画を求めることが必要である。例えば、劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設においては、客席・観覧席の利用者（観客）となる高齢者、障害者等の他に、舞台や競技スペースの利用者（演者・競技者等）となる高齢者、障害者等の意見を聴取することが考えられる。
- ・また計画・設計の段階において、建築主、高齢者、障害者等の利用者、設計者や施工者等が参加して意見交換を行い、当該施設での対応方針を検討する場を設けることや、モックアップ（実物大の模型・試作）や動作検証を行い、計画・設計に反映することも必要である。
- ・意見聴取にあたっては、意見を設計に反映することができるよう早い段階で行い、十分な時間的余裕を持つことが重要となる。
- ・公共施設等、ある程度利用者が特定される用途の建築物の場合は、設計段階から利用予定者が参加することにより、適切な配慮の実現が可能になる。2-6、2-7頁に、公共施設の整備において、利用予定者の参加によって設計を進めた事例を紹介する。

③ 法や条例に基づく基準、建築設計標準等で示した整備水準の適用を検討する

- ・バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準及び地方公共団体が制定しているバリアフリー条例や福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守し、建築設計標準への適合・整合を検討する。
- ・条例やマニュアル等で設定された「望ましい整備」、「努力基準」等の基準に対応した整備が困難な場合には、その原因・理由を整理し、利用者からの問い合わせに対して、いつでも説明できるようにしておくことが必要である。
- ・バリアフリー法に基づく基準や条例、建築設計標準に掲げられている対応がすべてではなく、利用者の特性やニーズの変化に対応した配慮も重要であり、立地や施設ごとに設計者が工夫しなければならないことも多く存在する。
- ・新築・改修を問わず、安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を広範かつ容易に確保するために、空間の効果的な活用方法等、経済性・効率性を加味した建築計画を検討することが重要である。

④ 建築主・施設管理者、従業員等のバリアフリーに対する理解を促進する

- ・整備の方針を固めていく上で重要な点は、建築主・施設管理者、従業員（職員）等（以下「建築主等」）の理解である。物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、バリアフリー化に対する理解、ニーズの異なる利用者の理解の促進を図るためには、建築主等への教育が不可欠となる。
- ・高齢者、障害者等と共に行う施設利用の体験学習あるいはワークショップを通して、建築主等が、利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することが必要である。

⑤ 火災や地震等、非常時の対応を考える

- ・火災や地震等の非常事態に対応した情報伝達設備・誘導設備の設置、二方向避難経路の確保、避難場所の確保について検討する。
- ・高齢者、障害者等の避難上の制約を有する利用者を含む、すべての利用者に対する、避難・誘導方法のマニュアルを作成する。

⑥ バリアフリー環境に係わる施設運営計画、維持管理計画を検討する

- ・利用者ニーズの継続的な把握と、それに基づく段階的な改善の必要性についても、あらかじめ想定した上で施設運営計画を検討することが望ましい。
- ・施設使用開始後のバリアフリー環境を適切に保つため、維持管理計画（定期点検や修繕の計画）を策定する。
- ・維持管理においては、特に視覚障害者誘導用ブロックや屋内外の床材・案内板等が経年劣化したり、車止め等が移動されたりしてしまう場合もある。また、エレベーター等、法的に保守点検が必要なものにも十分留意する必要がある。

障害のある当事者の参加事例：逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会

① 経緯

公共施設の整備について、実施設計の段階で福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守する等、行政内部でのバリアフリー化の検討を行い、対応してきた。しかし、実際に施設が出来上がると利用者からは指摘や批判を受けることがあった。

逗子市では、出来上がってから指摘の部分を改修するのではなく、事前に利用者から意見を聞き設計に反映させようと、障害を持つ当事者をメンバーに加えた「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会」を発足させた。

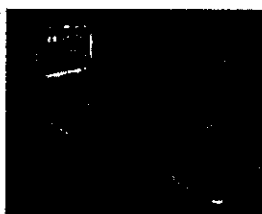
② 委員会の概要

委員は11人以内で、構成メンバーは、知識経験を有する者、障害者等及び障害者関係団体の代表者、市民、高齢者関係団体の代表者、逗子市福祉協議会の職員、市職員、その他市長が必要と認めるものとなっている。

③ 実績

2007（平成19）年5月現在までに24回委員会を開催。

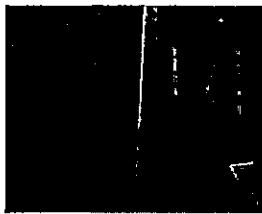
検討建物の用途は市営住宅、集会所、トイレ、公園、道路（歩道整備）、子育て支援センター、文教ゾーン、協議事項は主に、サイン関係、トイレ、駐車場、スロープ等。



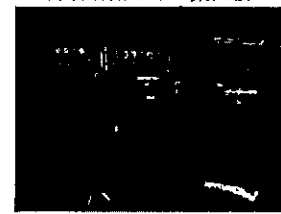
センサー、背もたれ



障害者用トイレ案内板



障害者用更衣室（プール）



オストメイト設備

<事例>2007（平成19）年度 文教ゾーン内の市民交流センターにおいて、協議され整備されたものの例

④ 委員会の流れ

福祉課は年度当初に当該年度中に予定される公共施設の整備・改修等について各主管課に照会をかける。

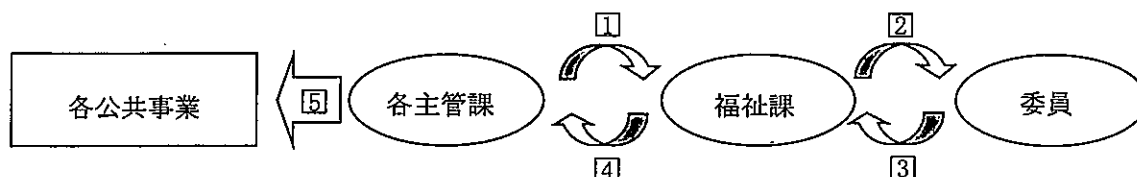
㊦工事主管課から施設整備に係る協議書が福祉課に提出される。

㊦福祉課は「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会」を開催。

㊦委員会での協議事項のまとめ。

㊦事務局で精査し、「委員会審査結果報告書」を市長へ報告するとともに主管課へ送付。

㊦主管課は報告書の内容を各事業に反映。



利用者の参加によるバリアフリーデザインの実現：草加市立病院

① 経緯

埼玉県草加市は2003（平成15）年6月に「そうかユニバーサルデザイン指針」を制定し、デザイン制定への当事者の参画等の取り組みを進めている。従来の草加市立病院の移転新築に伴い、この精神に基づいて以前から考慮されていた各種障害者だけでなく、新たに色弱者にも配慮した案内表示の設計を実施した。（366床、2002（平成14）年着工・2004（平成16）年夏開業、設計監理：久米設計、サイン工事：プルアンドプッシュ。）

病院では「〇色の×番の部屋に行ってください」のように色を用いて患者を検査室や病室に誘導することが多いが、色覚障害者は指示された色がわからずに困難を感じることもある。また、各種の案内表示も従来のデザインでは見づらい場合が少なくない。眼科を持つ総合病院では利用者に占める色覚障害者の割合が一般の施設に比べて高いため、この問題は重要である。

② ゾーン色の制定

そこでデザインの問題に詳しい色覚障害者のグループと協同して、当初のデザイン原案をベースに改善作業を行った。まず、当初は施設を10以上の色に区分する予定だったが、色数が多すぎると区別が難しくなるため、利用者の誘導に必要な十分な要素を考え、診察・救急・検査・東病棟・西病棟・その他の6つの区分（6色）に絞り込んだ。

これらの塗り分けに使う色は、病院では白内障の利用者も多いため黄色と白の識別が難しいことや、弱視やP型（1型）色覚の人には赤が黒に近く見えることを考慮し、橙・緑・水色・青・赤紫・灰色の6色とした。案内地図ではさらに、灰色だけは格子状のハッチングを施すことで“5色+1（模様あり）”とし、明瞭に区別できるようにした。

色弱者の色の見分けやすさはわずかな色調の違いで大きく変化するので、実際に案内表示の製作に用いる材料（塩ビシート）の色見本から、各色それぞれについて色調の異なる5種類程度の候補色を用意し、P型（1型）・D型（2型）の強度・弱度の色弱者が実際にこれらの色見本を比較することにより、もっとも見分けやすい色の組み合わせを選定した。色の見え方はサイズによっても大きく変化するので、選んだ色を使った原寸大の表示を試作し、見え方を確認した。

また、色が見分けられても色名を誤認する場合が少なくないことや、色の区別がほとんどつかない患者も来院することを考慮し、すべての案内表示に色名を表記した。色名は弱視の人や背の低い人にも見やすいように低い位置に表示し、誰でも読めるようにひらがなにした。色名表記を最初からデザイン要素のひとつとして取り入れることにより、わかりやすさとデザインの統一感を両立できた。

③ その他の配慮点

トイレ個室の空きと使用中を示すドアノブ表示は、標準の赤と緑の組み合わせから赤と青に変更した。男女トイレのピクトサインは朱色と水色の組み合わせにし、案内地図の現在位置表示は、朱色を用いて黒と対比するとともに、枠で囲って他と区別しやすくした。また、サインの掲出高さに注意し、いちばん利用頻度の高い情報、弱視の人が見やすい高さに来るように配慮した。携帯電話等の禁止標示は、赤の色調に留意するとともに、赤い斜線と外周の回りに縁取りを設けて、黒いサインや周囲の木目に対して分かりやすくした。

一方、車イス用トイレの扉開閉ボタン、エスカレーターの進行方向を示す電光表示、病室の空調装置のパイロットランプ等は、メーカーから販売されている製品自体に分かりにくい色調の赤と緑が使われていたため、やむを得ずそのまま使用した。今後はこのような製品レベルでの色覚への配慮も望まれる。

④ 作業の流れ

作業の流れ	役 割		内 容
	デザイナー	当事者	
デザイン原案の説明	○	○	当事者グループのうち色彩デザインに詳しい人と面談
設置場所の選定と色数の確定	○	○	メールによる設計画像ファイルのやりとり
色見本の提供	○		実際に制作に用いる材料のメーカー作成見本の確認
色の選定と提案		○	当事者グループのうちの数人が、数百の色見本の中から見やすい色の候補をまず絞り込む。ついでより多くの当事者を集めて、どの人にも見分けやすい色を選択
試作品の制作と送付	○		特に重要な代表的箇所についてのみ実施
視認性の確認		○	当事者グループのうちの数人が確認
修正案の作成	○	○	メールによる設計画像ファイルのやりとり。配色以外に工夫すべき要素についても相談
報告書の作成	○	○	完工後の資料とする

⑤ 施工結果と課題

実際に誘導表示を設置したところ、同じ色の案内表示でも照明の具合によってかなり違う色に見えることが判明した。色名表記が色弱者だけでなく一般の人の誤認防止にも有効なことが示せた一方、今後の建築ではサインと連動した照明計画が必要になることが示唆された。また、公立の病院では職員が定期的に異動してゆくため、当初の設計時に配慮した項目や使用した色に関する情報が、表示の更新や改装工事を行う将来の担当者まできちんと受け継がれてゆく体制の維持も重要になる。（※この結果設置された案内表示は、2. 1 3 G. 2 設計例に写真掲載）

(2) 建築計画の要点

～高齢者、障害者等の利用に配慮した利用できる水準から、
より使いやすく快適な水準へ～

① 連続的な移動動線を計画する

- ・ バリアフリー法の趣旨に則り、敷地出入口・駐車場と目的となる所要諸室（利用居室）、便所の間を安全かつ円滑に移動できることが基本であり、原則として、高齢者、障害者等が一般の利用者と同じ経路や出入口を利用できるように計画する。
- ・ 例えば、劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設で重点的に整備すべき移動経路は、道路等や駐車場から客席・観覧席や楽屋・控室等への動線、楽屋・控室から舞台・競技スペース、客席から舞台等への動線となる。また、ホテル、旅館等の宿泊機能を有する施設で重点的に整備すべき移動経路は、道路等や駐車場からフロント・客室への動線、フロント・客室からレストラン、大浴場等への動線である。

② 適切な有効幅員、空間を確保する

- ・ 人体寸法、各種動作寸法、車いす使用者の動作寸法、介助動作寸法及び利用者数の設定等に基づき、利用状況等を想定し、経路や利用居室内の適切な有効幅員や空間を確保する。
- ・ 適切な有効幅員や空間の確保のため、あらかじめ設備機器や什器・家具等の配置を設定する。

③ 認知性（わかりやすさ）と操作性（使いやすさ）を確保する

- ・ 高齢者、障害者等を含むすべての利用者にとって、わかりやすい動線計画、建築物の全体構成とすることが建築物のバリアフリー化の基本である。
- ・ 視覚障害者を案内所（受付、窓口、チケット売場等）や点字・音声による案内設備に円滑に誘導する設備等を設ける。
- ・ 人体寸法、各種動作寸法、車いす使用者の動作寸法や、高齢者、障害者等の利用特性を踏まえ、部品・設備や什器・家具等の寸法や仕様は、操作性のよいもの、使いやすいものとする。

④ 情報へのアクセス手段を確保する。

- ・ 建築物をわかりやすい動線計画、全体構成とした上で、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等、施設利用に必要な情報を得るための配慮が必要な利用者のわかりやすさに配慮した案内表示、案内設備を設ける。案内表示は図記号（ピクトグラム）・多言語表記等により、外国人へのわかりやすさにも配慮したものとする。
- ・ 聴覚障害者等の情報アクセスのしやすさに配慮し、情報提供やコミュニケーションの手段となる設備や備品を設ける。

⑤ 利用者特性に応じた人的配置を計画する

- ・施設管理者等は、敷地内及び建築物内での高齢者や車いす使用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要
な人的配置を計画する。

⑥ 経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する

- ・高齢者、障害者等に特別に対応するのではなく、他の利用者が共通に利用できる空間や設備を
計画することは、多数の人の使いやすさや快適性の向上、建設・運営コストの縮減、空間の効
率性にもつながる。
- ・例えば、劇場・競技場等の客席・観覧席に可動席スペースを設けることにより、興行の規模や
内容に応じて、車いす使用者や多様な利用者の増減に適切に対応することが可能となる。旅館
やホテルでは、車いす使用者用客室の他に、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客
室を設けることにより、多くの車いす使用者の利用が可能となる。
- ・また一度に多くの車いす使用者が利用することが予想される場合には、仮設の車いす使用者用
駐車施設や車いす使用者用便所の設置により対応することも必要である。

(3) 共通する計画・設計のポイント

・以下に、すべての建築物に共通の計画・設計のポイントを示す。

●全体のチェックポイント

- ・利用者の想定はされているか
- ・屋内の動線計画は、わかりやすいか
- ・道等や駐車場から利用居室、車いす使用者用便所の間までの主要な経路には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間が確保され、段が設けられていないか
- ・視覚障害者誘導用ブロックの配置は適切か
- ・案内表示・情報伝達設備の配置は適切か
- ・床の仕上げは、滑りにくいものか。
- ・案内板や室名札はわかりやすく、見やすいか

●部品・設備的対応チェックポイント

- ・誰もが利用しやすい設備が整備されているか
- ・乳幼児のためのおむつ交換場所、授乳スペース等が確保されているか
- ・カウンター、スイッチ、鏡類は適切に配置され、関連設備等の操作性は確保されているか
- ・非常時の警報・通報、避難設備は設置されているか

●人的対応チェックポイント

- ・利用者へのソフト面での対応は考えられているか
- ・聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示（耳マーク¹等）、視覚障害者、聴覚障害者等に対応した情報・コミュニケーション機器や筆記用具は配備されているか
- ・案内や誘導のできる従業員、手話や筆談のできる従業員の配置は可能か
- ・非常時の通報、避難誘導人員の確保は可能か

■利用居室の出入口

- ・車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮した戸の形式か
- ・車いす使用者の見やすさや、視覚障害者の利用にも配慮した室名表示か

■建築物の出入口

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるようになっているか
- ・戸の形式は、車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとなっているか
- ・道等から受付、案内設備に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置がなされているか
- ・利用者が使いやすい受付、案内設備が設けられているか
- ・案内板等は設けられているか
- ・受付での対応やソフト対応に応じた設計となっているか

■階段・段、傾斜路

- ・階段、段は、事故防止に配慮した仕上げ、形状か
- ・傾斜路は、車いす使用者が安全に昇降できる幅員や形状か
- ・傾斜路は、壁のない側への落下防止等に配慮した形状か
- ・段や傾斜路の存在を容易に識別できる措置が講じられているか

■敷地内通路

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ通路を利用できるか
- ・歩行者と車の動線は分離されているか
- ・道路等から建築物の出入口に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置がなされているか

■エレベーター

- ・誰もが利用しやすく、わかりやすい位置に、必要台数が設置されているか
- ・操作盤等は、車いす使用者の他、視覚障害者や上肢障害者の利用に配慮したものとなっているか
- ・かご内には鏡や手すりなどが適切に設けられているか
- ・表示板（標識）等が設置されているか

■便所・洗面所

- ・用途や規模、利用者想定に応じた機能分散が図られているか
- ・車いす使用者便所、オストメイト対応設備を有する便所は設置されているか
- ・各便所の数、広さ、設備は適切か
- ・男女の便所数は適切か
- ・表示板（標識）等が設置されているか

■屋内の通路

- ・利用者を利用居室等に誘導するための措置が講じられているか

■駐車場

- ・建築物の出入口からできるだけ近い位置に、施設用途や規模に応じた台数の、車いす使用者用駐車施設があるか
- ・車いす使用者用駐車施設には、車いす使用者が乗降するために十分な広さが確保されているか
- ・上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等に対する駐車スペースが確保されているか
- ・不正利用を防止する表示板（標識）等が設置されているか

¹ 窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

(4) 建築物の用途別の計画・設計のポイント

- ・不特定かつ多数の利用者が利用する建築物では、様々な要求を一般化して満たすような配慮を行うことが重要となる。一方、ある程度、利用者が特定される建築物では、利用者特性に対応した設計上の工夫や配慮が求められる。
- ・建築物のうち一部を特定多数の利用者が利用し、別の部分は、不特定多数の利用者が利用する場合（例：特別養護老人ホームに地域交流スペースやデイサービスセンターを併設する場合、工場内に就労スペースと見学・展示スペースを併設する場合）もある。このような場合には、施設の利用実態に応じた設計を行うことが重要である。
- ・利用者を想定しつつ、施設用途ごとに、規模に応じて次のような点に留意して、設計を行う。

用途	設計上のチェックポイント
学校	☐ 通学者の特性に対応した設計とする他、地域の生涯学習、学校の地域開放、災害時の避難拠点化等、コミュニティ施設としての役割を十分に配慮した設計とする ☐ 災害時に避難所となる学校施設には、車いす使用者用便房を設ける ☐ 参考文献に示した学校施設整備指針、学校施設バリアフリー化推進指針等を参考とする
病院又は診療所	☐ 高齢者、障害者等にわかりやすい動線計画とする ☐ 文字情報の表示や振動器等を利用し、呼び出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする
集会所又は公会堂、劇場、観覧場、映画館又は演芸場	☐ 高齢者、障害者等の客席・観覧席の選択可能性に配慮する ☐ 車いす使用者用客席・観覧席（及び同伴席）や聴覚障害者用集団補聴装置を設置した客席・観覧席を、複数の位置に分散して設ける ☐ 乳幼児連れ利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮して、「区画された観覧室」を設けることも検討する ☐ 上演内容等の説明についての音声、文字情報等による情報提供を行う（あるいは設備スペースを確保する） ☐ 高齢者、障害者等の舞台や楽屋の利用しやすさに配慮する
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	☐ 出入口には段を設けない ☐ 物販棚の間の通路は、十分な幅員を確保する ☐ 棚の高さは車いす使用者に配慮したものとする ☐ 車いす使用者用便房を設ける ☐ 授乳及びおむつ換えのための設備を設ける ☐ 休憩場所、いすを適宜設ける ☐ 視覚障害者、聴覚障害者用情報提供設備（筆談器、耳マーク、磁気ループ）を設ける

用途	設計上のチェックポイント
ホテル又は 旅館	☐ 車いす使用者用客室を設ける ☐ 車いす使用者用客室以外に、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設ける ☐ 客室には、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備・備品（シャワーチェア、補助犬用の備品、携帯端末等）を設置、又は貸し出す ☐ 共用スペース（レストラン、宴会場、大浴場・個室浴室、共用便所等）には、段を設けない ☐ 宴会場等への聴覚障害者用集団補聴装置の設置等に配慮する ☐ 共同浴室を設ける場合には、車いす使用者の利用に配慮する ☐ 緊急時の避難動線の確保や情報提供等に配慮する
事務所（官公署を除く）、工場	☐ 事務所への訪問者対応だけでなく、高齢者、障害者等の就労にも十分配慮した設計とする
保健所、税務署等の公益上必要な建築物	☐ 出入口には段を設けない ☐ 文字表示や振動器を利用し、呼び出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする
共同住宅、 寄宿舎又は 下宿	☐ 共用部分の設備・空間は、高齢者、障害者等の利用に配慮した設計とする ☐ 賃貸住宅にあっては、住戸内部も高齢者、障害者等、居住者の利用に対応できるよう配慮することが望ましい
老人ホーム、 福祉ホーム その他これら に類するもの	☐ 利用者の特性に対応した設計とする ☐ 介助、介護のしやすさに配慮する ☐ 入所施設として、特定の利用者が日常生活を営む施設であることに配慮しつつ、バリアフリー化を実現する
老人福祉センター、 児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他 これらに 類するもの	☐ 利用者の特性に対応した設計とする、特に高齢者の移動、休憩に配慮する ☐ 多数の高齢者、障害者等が利用する施設であるため、場合によっては利用者同士の利害を調整する必要がある ☐ 保育所等では乳幼児と成人との相違もあり、寸法、設備等利用者特性に十分配慮した寸法・設備等の計画とする
体育館、ボーリング場、水泳場 その他これら に類するもの	☐ 高齢者、障害者等が、円滑に運動施設を利用できるよう配慮をする ☐ 車いす使用者用シャワー室及び更衣室を設ける ☐ 客席や観覧席がある場合には、「集会所又は公会堂、劇場、観覧場、映画館又は演芸場」を参照 ☐ 受付等に視覚障害者用設備、聴覚障害者用設備を設ける。又は貸し出す ☐ 災害時に避難所となる体育館には、車いす使用者用便房を設ける
展示場、 博物館、美術館 又は図書館	☐ 展示物、書架等の間の通路は、十分な幅員を確保する ☐ 展示室内や順路に段を設けない、段を設ける場合には傾斜路又は昇降機等を設ける ☐ 順路には、案内表示・情報伝達設備（音声案内等）を設ける ☐ 展示物の説明についての音声、文字情報等による情報提供を行う ☐ 休憩場所、いすを適宜設ける

用途	設計上のチェックポイント
公衆浴場	☐ 車いす使用者の利用に配慮する ☐ 滑りにくい床材を使用する ☐ 水栓器具は、操作が容易なものとする ☐ 脱衣室には、車いす使用者のための脱衣スペースを設ける ☐ 脱衣室のロッカーは高齢者、障害者等の利用に配慮したものとする ☐ 受付には、簡単な会話補助のできる筆談器等を用意する
飲食店又は キャバレー、料理 店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他 これらに 類するもの	☐ 出入口には段を設けない ☐ 移動可能なテーブル、いす席を配置し、車いす使用者の利用に配慮する ☐ 数字・文字の文字表示や振動器を利用し、呼び出し等が高齢者、障害者等に分かりやすいようにする ☐ 点字メニューを設けることが望ましい ☐ 補助犬同伴者の利用に配慮する ☐ 車いす使用者用便房を設ける
理髪店、クリーニング 取次店、質屋、貸衣装屋、 銀行その他 これらに類するサービス業を 営む店舗	☐ 出入口には段を設けない ☐ 文字表示や振動器を利用し、呼び出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする ☐ 視覚障害者用情報提供設備（音声誘導等）、聴覚障害者用情報提供設備を設ける ☐ 便房を設ける場合には、車いす使用者用便房を設ける
自動車教習所 又は学習塾、 華道教室、囲碁 教室その他 これらに 類するもの	☐ 自動車教習所には肢体不自由者、聴覚障害者の利用に配慮した設備を設ける ☐ 自動車教習所では、道路交通法に基づき一定のコースの確保が必要であるため、施設配置上の制約を強く受けることに留意する ☐ 学習塾等では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害のある児童・生徒の学習環境の整備に配慮する
公衆便所	☐ 車いす使用者対応、オストメイト対応、乳幼児連れ対応を行う ☐ 規模に応じて、複数の車いす使用者用便房等を設ける
公共用歩廊	☐ 公共用歩廊は通常、建物（駅舎を含む）から建物へと移動するための経路となっており、建物と歩廊で管理者が異なる場合には、接点の段差解消や誘導方法、誘導の考え方等が整合するように、設計と管理運営の両面から調整する

【参考文献】

- ・「学校施設整備指針」（2016（平成28）年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_al2.htm
- ・「学校施設バリアフリー化推進指針」（2004（平成16）年3月）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/009/toushin/04031903.htm
- ・「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」（2005（平成17）年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05032801.htm
- ・「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」（2007（平成19）年6月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/07072505.htm

(5) 改善・改修のチェックポイント

- ・既存建築物の改善・改修においても、基本的には新築と同様のバリアフリー化が達成されることが望ましい。
- ・既存建築物の場合には、新築とは違い、建築物内の管理運営がどのように行われているか、利用者のニーズや課題がどこにあるか等について事前に把握することができる。現状及び課題を十分に把握した上で、改善・改修の目標を定めることが重要となる。
- ・改善・改修によって必要な有効幅員や空間の確保、便房や浴室等の設備設置を行う場合には、構造躯体の状況（柱梁・構造壁の配置、床の構造、階高寸法・梁下寸法等）や既存設備配管の位置・状況等について、十分に調査・検討を行う必要がある。
- ・あわせて新しいプランや設備等の建築基準法や関係法令への適合について、十分に検討する必要がある。
- ・施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、利用可能範囲の制限や他室の利用に影響の少ない位置での実施、仮設施設の設置、工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。
- ・面積や構造による制約により、バリアフリー化に多くの困難が生じる場合には、ハード（建築や設備）で対応する部分と人的対応に委ねる部分とのバランスの調整が必要となる。その場合にあっても、基本的なバリアフリー化への配慮にはハードで対応することを基本とし、その上で高齢者や障害者等の利用を支援する運営体制や、利用者への個別サービスのあり方を検討する。
- ・いずれにしても新築と同様、利用者や建築物を管理運営する従業員の意見を十分にくみ上げることが必要となる。

(6) 災害時の避難、誘導について

① 避難時の認知性（わかりやすさ）と安全性を確保する

- ・建築物の計画・設計に際しては、高齢者、障害者等の避難について、十分に計画に組み込んでおくことが求められる。
- ・高齢者、障害者等を含めたすべての利用者にとって、わかりやすい動線計画（移動経路と避難経路の計画）が避難・誘導計画の基本である。
- ・施設規模が大きい場合や施設構成が複雑な場合、例えば劇場・競技場等で上演中や競技中の客席・観覧席が暗い場合、大規模なホテルや旅館の場合等、避難経路がわかりにくい場合もある。避難介助を必要とする高齢者、障害者等にとって避難に時間を要し、迅速な避難が困難になることをあらかじめ想定して避難経路の計画を行う。
- ・平時における安全かつ円滑な移動経路等の確保は、非常時の敷地内・施設内事故防止にもつながるものである。また車いす使用者等のための一時待避スペースの設置、高齢者、障害者等の特性に対応した避難手法（階段・その他の垂直移動方法）の確保、避難設備の設置等においても、きめ細かな配慮が必要となる。

② 情報伝達、避難・誘導のための設備を配置する

- ・すべての利用者が安全に速やかに避難するためには、非常事態（火災、地震、津波等）であることを、利用者の混乱防止に配慮した上で速やかに伝達する必要がある。
- ・特に、視覚障害者や聴覚障害者等に情報提供を行うための配慮が重要となる。
- ・施設を利用する高齢者や障害者等に、情報を伝達できる同伴者がいないこともあることから、非常事態であることを伝達するための様々な障害に対応した設備（音声・文字・光等）を設ける。また利用者を速やかに避難階や屋外に誘導するための避難経路の表示や設備（音声・文字・光等）を設ける。

留意点：ホームページやパンフレットによる情報周知

- ・これらの設備を配置するだけでなく、避難経路等に関する情報を掲載したホームページやパンフレットを準備して周知することにより、利用者が施設の利用前や利用中に確認できることにしておくことが望ましい。

③ 火災時の避難施設を計画する

- ・火災時の避難にあたっては、まず火災元と隔てられたところに移動することが重要である。計画・設計においては、特に車いす使用者等が防火戸等を通過する際に、移動上の障壁となる段差を設けない。
- ・利用者の中に、避難に時間を要し、避難介助を必要とする高齢者、障害者等がいることが想定されるため、例えば階数が2以上の劇場、競技場等では、防火戸等を通過した先に、一時的な安全を確保するための避難区画、一時待避スペース（他の部分と防火区画された非常用エレベーターロビー、屋内階段や付室、避難バルコニー等）を設けることが重要である。

④ 避難・誘導のための人的配置を計画する

- ・施設管理者等は、高齢者、障害者等を含むすべての利用者に対する非常時の情報伝達、避難誘導、避難支援のための人的配置を計画する。
- ・情報伝達、避難誘導、避難支援においては、その必要性がわかりにくい知的障害者、発達障害者等がいることに留意する必要がある。
- ・従業員（職員）だけでは避難支援が困難な場合もあることから、必要に応じて、周辺建築物の施設管理者や自治会等との避難協定・協力関係を結ぶこと等も検討する。

2. 7 便所・洗面所

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか (1以上)	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②水洗器具を設けているか (オストメイト対応、1以上)	
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)	
<一般> 標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 便所 (第9条)	①階の便房の総数が200以下の場合は便房総数の1/50以上、階の便房の総数が200を超える場合は便房総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用便房の数を設けているか。	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	
<同上> 標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を、整備することが求められている。
- ・便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定することが重要である。
- ・まず、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト¹用設備を有する便房」を設ける。さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。
- ・また近年では、知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即した便所・便房の設計とすることも求められている。
- ・一方で、「車いす使用者用便房」にオストメイト用設備や大型ベッド、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。

¹手術を受けてストーマ(人工肛門、人工膀胱)保持者となった者を言う。ストーマには装具を装着している。ストーマ装具は、ワンピース型(体に張り付ける面版と、便と尿をためる袋(パウチ)が一体になったもの)とツーピース型(面版とパウチが別になったもの)がある。

- ・このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。
- ・このため、便所・便房の整備においては高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等の個別のニーズに対応した「個別機能を備えた便房」を設けることを基本的な考え方とし、
 - ・小規模施設等の便所で、複数の便房を確保することが困難な場合
 - ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修であり、やむを得ず「車いす使用者用便房」にオストメイトや乳幼児連れ利用者に対応した機能等を付加する場合等においては、利用者のニーズを満たす機能を付加した「多機能便房」と「簡易型機能を備えた便房」等の組み合わせにより、可能な限り機能の分散を図る。
- ・また、バリアフリー法に基づくバリアフリー化の義務対象とならない小規模な施設の整備や、既存施設の改善・改修においても、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置を進めることが求められる。こうした施設においても、面積や構造による制約等も考慮しつつ、必要な設備を分散配置した設計を行うことが重要である。

◆ 設計のポイント ◆

① 「個別機能を備えた便房」を設けた便所

- ・施設の用途や利用状況を勘案し、利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置を進めるため、「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設ける。
 - ・1以上の車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房等の「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設ける。
 - ・介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「車いす使用者用便房」は、男女が共用できる位置に設ける。また排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等には、大型ベッドが必要であり、「車いす使用者用便房」を設ける場合は、男女が共用できる位置に、1以上の「大型ベッド付き便房」を設ける。
 - ・これまで「多機能便房」内での設置が多かったオストメイト用設備や乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台は、「オストメイト用設備を有する便房」及び「乳幼児連れに配慮した設備を有する便房」にそれぞれ設ける。なお、乳幼児用おむつ交換台は、便所内（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれの便所）に設けることでもよい。
 - ・施設用途等により、車いす使用者が多数利用することが考えられる場合には、「個別機能を備えた便房」に加え、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ）に1以上の「車いす使用者用簡易型便房」を設ける。

② 「多機能便房」及び「簡易型機能を備えた便房※1」を設けた便所

- ・「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設けることが困難な場合には、以下の点に留意し、「多機能便房」及び「簡易型機能を備えた便房※1」を設ける。
 - ・「車いす使用者用便房」にオストメイト用設備、乳幼児連れ利用者に配慮した設備等をすべて付加するのではなく、建築物の用途、施設全体の便所の配置・機能分散のバランス、利用者の重なりを考慮した上で、「多機能便房」の設備・機能等の組み合わせを検討する。
 - ・オストメイト用の水洗器具を「多機能便房」に設ける場合には、利用者の意識や動向に十分に配慮する。
 - ・介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「多機能便房」は、男女が共用できる位置に設ける。
 - ・利用者の分散を図る観点から、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を「多機能便房」に設けることは避ける。この場合、1以上の「乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に設けるか、若しくは1以上の「乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房」を設けて対応する。

③ 「多機能便房」を設けた便所

- ・あらかじめ利用者が特定される用途（学校（特別支援学校を除く。）、事務所等）である場合は、利用者の想定等を十分に行った上で、「多機能便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。
- ・施設全体で便所・便房の数が1～2カ所程度の場合、便所に男子用及び女子用の区別がない場合、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約がある場合等には、利用者の想定等を十分に行った上で、「個別機能を備えた便房」又は「多機能便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

④ 「簡易型機能を備えた便房」を設けた便所

- ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約があるもので、「個別機能を備えた便房」や「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設けることにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

※1 簡易型機能を備えた便房

「車いす使用者用簡易型便房」とは車いす使用者が利用可能な出入口の有効幅員、最小限の広さを有する便房、「オストメイト用簡易型便房」とはオストメイト簡易型設備（腰掛便座の背もたれに水洗をつけたもの等）を設置した便房を指す。

便所は、上記の①～④のいずれかのポイントに沿って設計する。

また各便房及び各便房を含む便所・洗面所の設計標準は、以下の項目において示す。

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準
2. 7. 2 多機能便房の設計標準
2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準
2. 7. 4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準

■ ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ（◎義務、○推奨（ニーズや規模に応じて整備））

	車いす使用者対応	オストメイト対応	乳幼児連れ対応	大型ベッド対応	男女共用※ ¹	多機能化の可能性
2000㎡以上の特別特定建築物	◎	◎	○	○	○	原則なし
50㎡以上の公衆便所	◎	◎	○	○	○	原則なし
上記以外の建築物	○	○	○	○	○	有り※ ²

※1 知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。

※2 小規模建築物、既存建築物、あらかじめ利用者が特定される用途（特別支援学校を除く学校、事務所等）の建築物に便所・便房を整備する場合に多機能化（2つ以上の機能を有する便房とすること）の可能性がある。

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準

(1) 共通する事項

① 設置数、配置

- ・個別機能を備えた便房の位置は、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける等、利用者が位置を把握しやすく利用しやすいものとする。

② 空間の確保等

- ・床には段を設けない。

③ 戸の形式

- ・戸の取っ手は操作のしやすいものとする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は握り易さに配慮したものとする。
- ・自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく表示することが望ましい。
- ・施錠を示す色等は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。

留意点：施錠を示す色

- ・施錠を示す色は赤と青とすることが望ましい。このことは、個別機能を備えた便房のみでなく、その他の便房においても同様である。

④ 部品・設備等

- ・設備は操作しやすいものとするとともに、わかりやすさにも配慮したものとする。

ア. 手すり

- ・腰掛便座の壁側に手すりを設ける場合には、水平、垂直に取り付ける。
- ・腰掛便座の両側に手すりを設ける場合には、介助等を考慮し、片側の手すりは跳ね上げ手すりとする。
- ・水平手すりは、腰掛便座の座面から20～25cm程度の高さに取り付ける等の配慮をする。

留意点：手すり

- ・手すりの位置が遠すぎて体を預けることができない場合があるため、使いやすい位置関係に配慮して、手すりを設ける。
- ・手すりの設置により、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、ペーパーホルダー等が利用しにくくならないよう注意する。
- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりや壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

イ. ペーパーホルダー、ボタン

- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。
- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座に座った状態で利用できる位置に設ける。
- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。
- ・呼び出しボタンは、腰掛便座に座った状態で手が届く位置に設ける。また、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。

留意点：呼び出しボタンの位置

- ・手すりに掴まったときに、呼び出しボタンに触れてしまうことのないようにする。

留意点：ボタンの色、表示

- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、ボタンは、ボタンの配置やそれぞれの色の違い、壁とボタンの色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。
- ・ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

ウ. 視覚障害者等誘導用ブロック等

- ・便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設ける場合には、車いす使用者用便房以外の便所に誘導する。

エ. 水栓金具

- ・便房内の洗面器・手洗器の水栓金具は、レバー式、光感知式等、操作が容易なものとする。

オ. 照明

- ・便房の利用に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

⑤ 仕上げ等

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとする。また転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。

⑥ 案内表示

- ・便所の付近には、便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・男女が共用できる位置に設けた便房の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望ましい。
- ・便房の戸には、便房の設備内容を、文字や図記号等により、わかりやすく表示することが望ましい。
- ・表示板等については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

留意点：他の個別機能を備えた便房の位置を示す表示

- ・利用したい便房が使用中の場合等に、他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を、便房の付近に表示することが望ましい。

留意点：男女共用の便房を示す表示

- ・障害の有無等が見えにくい・わかりにくい発達障害等では、異性の保護者や同伴者が、男女共用の便所・便房や広めのスペースのある車いす使用者用便房に同行することに、他の利用者からの理解が得にくいことがある。
- ・そのため男女共用の便所・便房においては、「男女共用であること」を様々な利用者にわかりやすく示す必要がある。

(2) 車いす使用者用便房

① 設置数、配置

- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車いす使用者が円滑に利用することができる構造の便房（以下「車いす使用者用便房」）を1以上設ける。
- ・便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車いす使用者用便房を設けることが望ましい。
- ・便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合には当該便房の総数に1/50を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とすることが望ましい。
- ・異性介助に配慮し、少なくとも1以上の車いす使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。
- ・劇場・競技場等の客席・観覧席が複数階にわたる場合や、同時に多数の車いす使用者が利用することが考えられる場合には、複数の車いす使用者用便房を設けることが望ましい。
- ・劇場・競技場等の車いす使用者用便房の位置は、車いす使用者用客席・観覧席から容易に到達できるものとする。

留意点：国際パラリンピック委員会（IPC）基準（2013）による車いす使用者が利用できる便房数

- ・車いす使用者用客席・観覧席15席に1か所以上の割合で設けることが妥当であると規定されている。

② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者用便房の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・車いす使用者用便房には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
 - ・各設備を使用でき、車いす利用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
 - ・便器の正面及び側面に、移乗のためのスペースを設ける。
 - ・便房の標準寸法は200cm×200cm程度とする。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する。
- ・介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する。
- ・複数の車いす使用者用便房を設ける場合、車いす使用者が選択ができるよう、便器への移乗のための側面のスペースを、右側面に設けた便房と、左側面に設けた便房をそれぞれ設けることが望ましい。

③ 戸の形式

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・車いす使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるよう、戸は軽い力で操作できる引き戸とする。可能であれば自動式引き戸とする。
- ・手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプ、又は一定時間開いた後に自動的に閉まるタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式等の握りやすさに配慮したものとする。
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けない。
- ・操作性を確保するため、取っ手等の位置や形状に十分配慮する。
- ・自動式引き戸については、「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」（JADA-0006）（全国自動ドア協会）による。

留意点：接近しやすい錠の配慮

- ・車いす使用者が接近しやすいよう、錠の位置に配慮する。

留意点：ドア開閉盤

- ・自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とすることが望ましい。

留意点：多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン

- ・本ガイドラインには、自動ドアの挟まれ防止、衝突防止その他の対策について、建築設計者、発注者、自動ドアの製造者、販売者、施工者、点検整備者及び建物管理者等が留意すべき点が示されている。

④ 部品・設備等

- ・車いす使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

ア. 便器

- ・腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。
- ・車いすですできるだけ接近できるよう、床置き便器の前面は、フットレストが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、蓋のない状態で、40～45cm程度とする。
- ・腰掛便座は、温水洗浄便座（温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座）とすることが望ましい。

留意点：背もたれ

- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便座には背もたれを設けるとよい。

イ. 手すり

- ・車いすから腰掛便座への移乗を容易にするために手すりを設ける。
- ・腰掛便座の両側に、水平、垂直に取り付ける。

ウ. ペーパーホルダー、ボタン等

- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座及び車いすに座った状態で手が届く範囲位置に設ける。
- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。
- ・呼び出しボタン等は、腰掛便座及び車いすに座った状態で手が届く範囲に設ける。
- ・便房内に確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等に非常呼び出し表示ランプ、事務所に警報盤を設ける。

留意点：便器洗浄ボタンの位置

- ・車いすに座ったままの状態でも、操作できるように設置することが望ましい。

留意点：温水洗浄便座の操作ボタン

- ・温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとすることが望ましい。

エ. 洗面器、鏡

- ・手すりを設ける場合は、車いす使用者の利用に配慮した位置に設ける。
- ・水栓金具は、レバー式、光感知式等、操作の容易なものとする。
- ・洗面器下部に車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30～35cm程度）とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

留意点：洗面器

- ・車いす回転スペースに洗面器が張り出さないように、製品機種の選定に配慮する。

留意点：手洗い器の位置

- ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手が届く位置に手洗い器を設けることも有効である。

留意点：鏡

- ・傾斜式鏡は主に車いす使用者を想定したものであるが、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、むしろ設置高さを下げることでだれにでも利用できるようになる。

オ. 手荷物置き台、フック、ごみ箱

- ・手荷物置き台を、車いすに座った状態で手が届く高さに設ける。
- ・フックを、車いすに座った状態で手が届く高さに設ける。
- ・ごみ箱を設ける場合は、腰掛便座又は車いすに座った状態で手が届く範囲に設ける。

(3) オストメイト用設備を有する便房

① 設置数、配置

- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。
- ・便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、オストメイト用設備を有する便房を設けることが望ましい。

② 部品・設備等

ア. 汚物流し等

- ・パウチや汚れたもの、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設ける。
- ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望ましい。

留意点：汚物流し等

- ・腹部等を洗浄しやすいよう、水栓はハンドシャワー型であることが望ましい。
- ・利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。

イ. その他の設備

- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設ける。
- ・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設ける。
- ・小物や手荷物をかけるフックやコート等の衣類をかけるフックを複数設ける。
- ・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設けることが望ましい。
- ・ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設けることが望ましい。

留意点：手荷物置き台、フック

- ・手荷物置き台やフックは、手荷物を置いたりコートをかけるだけでなく、オストメイトの方が脱いだ衣類やパウチを置いたりかけたり、介助者が荷物を広げたりするため等に必要である。

(4) 大型ベッド付き便房

大型ベッド付き便房は車いす使用者用便房に、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加するものである。

従って大型ベッド付き便房は、(1) 車いす使用者用便房の設計標準による他、以下に配慮して設計する。

① 設置数、配置

- ・建築物内に車いす使用者用便房や多機能便房を設ける場合には、そのうち1以上を大型ベッド付き便房とする。
- ・施設用途や規模等を考慮した上で、異性介助に配慮し、1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設ける。

留意点：大型ベッドの設置

- ・介助を必要とする高齢者や、肢体不自由児・肢体不自由者等には、ベッド上での着脱衣やおむつ交換、排泄（自己導尿等）等が必要となることがあるため、大型ベッドを設けることが求められている。

② 空間の確保等

- ・車いすの動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。

留意点：大型ベッドの寸法

- ・大型ベッドに関し、大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

(5) 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

① 設置数、配置

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を1以上設ける。

② 空間の確保等

- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房は、ベビーカーとともに入ることの可能なゆとりある広さとする。

③ 部品、設備等

- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房には、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を設ける。

留意点：乳幼児用いす

- ・乳幼児用いすは、乳幼児がいすから抜け出したりしにくく、また安全に座らせることができるよう配慮されたものとする。
- ・乳幼児用いすは、乳幼児連れの利用者から常に目や手が届く位置に設けることが望ましい。

留意点：乳幼児用おむつ交換台

- ・乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設けることが望ましい。
- ・乳幼児用おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものとする。
- ・乳幼児用おむつ交換台は乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。
- ・乳幼児用おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮する必要がある。

2. 7. 2 多機能便房の設計標準

多機能便房は車いす使用者用便房に、他の機能を付加するものである。

従って多機能便房は、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準（1）共通する事項、（2）車いす使用者用便房による他、以下に配慮して設計する。

- ・設置する設備・機能の組み合わせは、建築物の用途、施設全体の便所の配置・機能分散のバランス、利用者の重なりを考慮したものとする。
- ・設置する設備・機能については、（3）オストメイト用設備を有する便房、（4）大型ベッド付き便房、（5）乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を参照。

留意点：多機能便房への乳幼児用おむつ交換台等の設置

- ・乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用いす及び大型ベッドを多機能便房内に設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保しつつ設ける必要がある。

2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準

(1) 車いす使用者用簡易型便房

車いす使用者用簡易型便房は、個別機能を備えた便房以外の便房に、車いすで利用可能な有効幅員や空間を確保し、腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設けることで、自力で腰掛便座に移乗が可能な車いす利用者等の利用を可能とする便房であり、以下に配慮して設計する。

① 設置数、配置

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車いす使用者用簡易型便房を1以上設ける。

② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・便房の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いすで使用可能なゆとりある広さを確保する。

③ 戸の形式

- ・原則として引き戸とし、やむを得ない場合には外開き戸等とする。
- ・壁の隅に出入口がある場合には、車いす使用者が戸や取っ手に近寄ることが困難な場合もあり、限られたスペースにおいて車いす使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸の形式、取っ手の位置や形状、錠の位置等の工夫を行う。
- ・外開き戸とする場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。

④ 部品・設備等

- ・腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設ける。
- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。

留意点：車いす使用者用簡易型便房の出入口の有効幅員

- ・出入口の有効幅員80cmは車いす使用者が直進で通過可能な寸法である。直進以外の出入りとなる場合は、通過のしやすさに配慮して80cm以上のゆとりある幅員の確保が望ましい。

留意点：2枚引き戸、折れ戸

- ・内開き戸では、車いす使用者が利用できないが、外開き戸あるいは引き戸にすると利用できる場合がある。
- ・改修・改善等、便房前の通行空間や引き戸の戸袋寸法を十分に確保できない場合には、戸の形式を2枚引き戸とすることや折れ戸を採用すること等も考えられる。

(2) オストメイト用簡易型便房

- ・整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合や、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修等、構造上やむを得ない場合には、オストメイト用簡易型便房を設ける。
- ・オストメイト用簡易型便房とは、オストメイト簡易型水洗設備（腰掛便座の背もたれに水洗をつけたもの等）を設けたものであり、以下に配慮して設計する。

① 設置数、配置

- ・施設用途や規模等を考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、簡易型機能を備えた便房を1以上設ける。

② 部品・設備等

- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設ける。
- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026に基づく配置とする。

(3) 案内表示

- ・表示板等については、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項 ⑥、及び2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

2. 7. 4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準

(1) その他の便房

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 2 多機能便房の設計標準、2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準 以外の便房は、以下に配慮して設計する。

① 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、65cm以上とする。
- ・戸が内開き戸の場合、便器前から戸までの間に、戸の開閉動作に支障がないよう、便房内のスペースにゆとりある広さを確保する。
- ・床には段を設けない。

② 戸の形式

- ・戸は、使用時以外には開いていることが望ましい。
- ・外開き戸とする場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設ける。
- ・内開き戸とする場合には、緊急時に戸を外せるものとする。
- ・戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく表示することが望ましい。
- ・施錠を示す色等は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。

留意点：戸の形式

- ・外開き戸とする場合は、奥に設ける等、利用者が衝突する危険がないよう配慮する。
- ・内開き戸は、利用者が便房内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができず、救出できないおそれがある。

③ 部品・設備等

ア. 男性用小便器

- ・男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設ける。
- ・男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けることが望ましい。
- ・床置き式又は壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）等は、便所の出入口から最も近い位置に設ける。
- ・1以上の小便器には、手すりを設ける。

留意点：設備・備品等

- ・小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。
- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、手すりや壁の仕上げ材料は、手すりや壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

イ. 大便器

- ・便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上設けることが望ましい。
- ・1以上の腰掛便座には、手すりを設ける。
- ・1以上の和風便器には、手すりを設ける。

ウ. ペーパーホルダー、ボタン

- ・腰掛便座の横壁面にペーパーホルダー、洗浄ボタン等を設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。
- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座に座った状態で利用しやすい位置に設ける。
- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。
- ・便器洗浄ボタンは、押しボタン式等、視覚障害者が触知しやすく誤作動しにくいものとする。
- ・視覚障害者が利用しやすいよう、同一建築物内においては、洗浄装置等の使用法や、ボタン等の形状・配置を統一することが望ましい。

エ. 手荷物置き台

- ・手荷物棚やフックを設ける。

オ. 照明等

- ・便房の利用に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

④ 仕上げ

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとする。

(2) 便所・洗面所

個別機能を備えた便房、多機能便房、簡易型機能を備えた便房、その他の便房等を設けた便所・洗面所は、以下に配慮して設計する。

① 配置

- ・同一建築物内においては便所の位置、男女の位置が統一されているとわかりやすい。

② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者用便房、又は車いす使用者用簡易型便房が設けられている便所内の通路には、車いす利用者の回転スペースを確保する。
- ・床には段を設けない。

③ 戸の形式

- ・戸の形式については、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準(1)③を参照。

留意点：便房内の設備

- ・ボタンがたくさん並んでいて、どれが、どのボタンかわかりづらい場合もあることから、利用状況が想定できる場合は、ボタンの数は必要最小限にとどめる。
- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、洗浄ボタン、呼び出しボタン等は、ボタンの配置やそれぞれの色の違い、壁とボタンとの色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。
- ・ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者にわかりやすいよう配慮する。
- ・洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。

留意点：配置

- ・視覚障害者にとっては、どこの便所でも利用方法が同じであれば、非常にわかりやすいため、同一建築物では、なるべく同じ配置、同じ部品を使用することが望ましい。
- ・階によって配置をかえる場合には、わかりやすく表示することが望ましい。

④ 部品・設備等

ア. 洗面器、鏡

- ・ 1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかけられる等の配慮を行う。
- ・ 水栓金具は、レバー式、光感知式等、操作が容易なものとする。
- ・ 1以上の洗面器は、車いす使用者の利用に配慮したものとする。
 - ・ 洗面器下部に車いす利用者の膝が入るスペースを確保する。
 - ・ 吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30～35cm程度）とする。
 - ・ 鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、高さ100cm以上とすることが望ましい。

留意点：洗面器等

- ・ 車いす使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる複数の洗面器を設けることが望ましい。
- ・ 洗面器の脇には、杖を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

イ. 乳幼児用おむつ交換台

- ・ 施設用途や規模等を考慮した上で、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児用おむつ交換台を1以上設ける。

留意点：照明器具の配置

- ・ 照明器具を、便房、小便器、洗面器に対応させて配置することにより、各設備の位置を分かりやすくする等の工夫も考えられる。はずせるタイプとする等の配慮が必要である。

ウ. 非常警報

- ・ 便房内でも聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。

エ. 照明

- ・ 便所の利用に支障のない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

(3) 案内表示

- ・ 便所の付近には、便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・ 表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・ 便所の出入口には、男女の別、便所内部の配置等をわかりやすく表示した案内図を設けることが望ましい。
- ・ 案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。また必要に応じて音声による案内・誘導を行う。
- ・ 利用者を誘導するため、個別機能を備えた便房や簡易型機能を備えた便房等を設けた便所の案内図には、各便房の機能、位置等を表示することが望ましい。
- ・ 弱視者等にも配慮し、案内図は大きさや設置位置に配慮したものとする。
- ・ 男女が共用できる位置に設けた便所の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望ましい。
- ・ 便房の表示板等については、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項を参照。
- ・ 案内表示については、2. 13 G. 1 案内表示を参照。

留意点：音声案内装置の設置

- ・ 多数の視覚障害者が利用する施設の便所では、男性用・女性用の位置等を、音声により案内することが望ましい。
- ・ 音声案内装置には、便房内において便器や設備・ボタンの位置を案内するものもある。

2. 7. 5 改善・改修のポイント

便所・洗面所の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることの他、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 2 多機能便房の設計標準、2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準に基づいて行うことが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

(1) 設置数、配置

- ・改善・改修により、車いす使用者用便房を設ける場合や、和風便器から腰掛便座に変更する場合には、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じた便房数の設定や、配置に留意する必要がある。

(2) 面積や構造に制約がある場合等

- ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修で、「個別機能を備えた便房」や「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」の設置を検討する。
- ・必要な面積を確保する方法として、便房や手洗いスペース等の配置を工夫することを検討する。

(3) 経路

- ・改善・改修により車いす使用者用便房を設ける場合には、利用居室から車いす使用者用便房までの経路についても、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

(4) 運営しながらの改善・改修実施

- ・改善・改修にあたっては、一定規模・期間の工事が必要となることから、施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、工事の実施時期（休館日や夏休み等での工事実施）、仮設便所の設置、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。

L型手すり

洗浄ボタン

便座に座った状態でボタンが押せる位置に配置することが望ましい

呼び出しボタン

他のボタンと分かりやすく識別できることが必要

ペーパーホルダ

40~45cm程度

腰掛便座（床置き又は壁掛式便器）

横手すりは便座高さ+20~25cm程度が使いやすい

棚、フック等

手荷物やカサ、杖等と置ける棚やフックがあると便利

30cm程度

▽ FL

呼び出しボタン (FL+30cm程度)

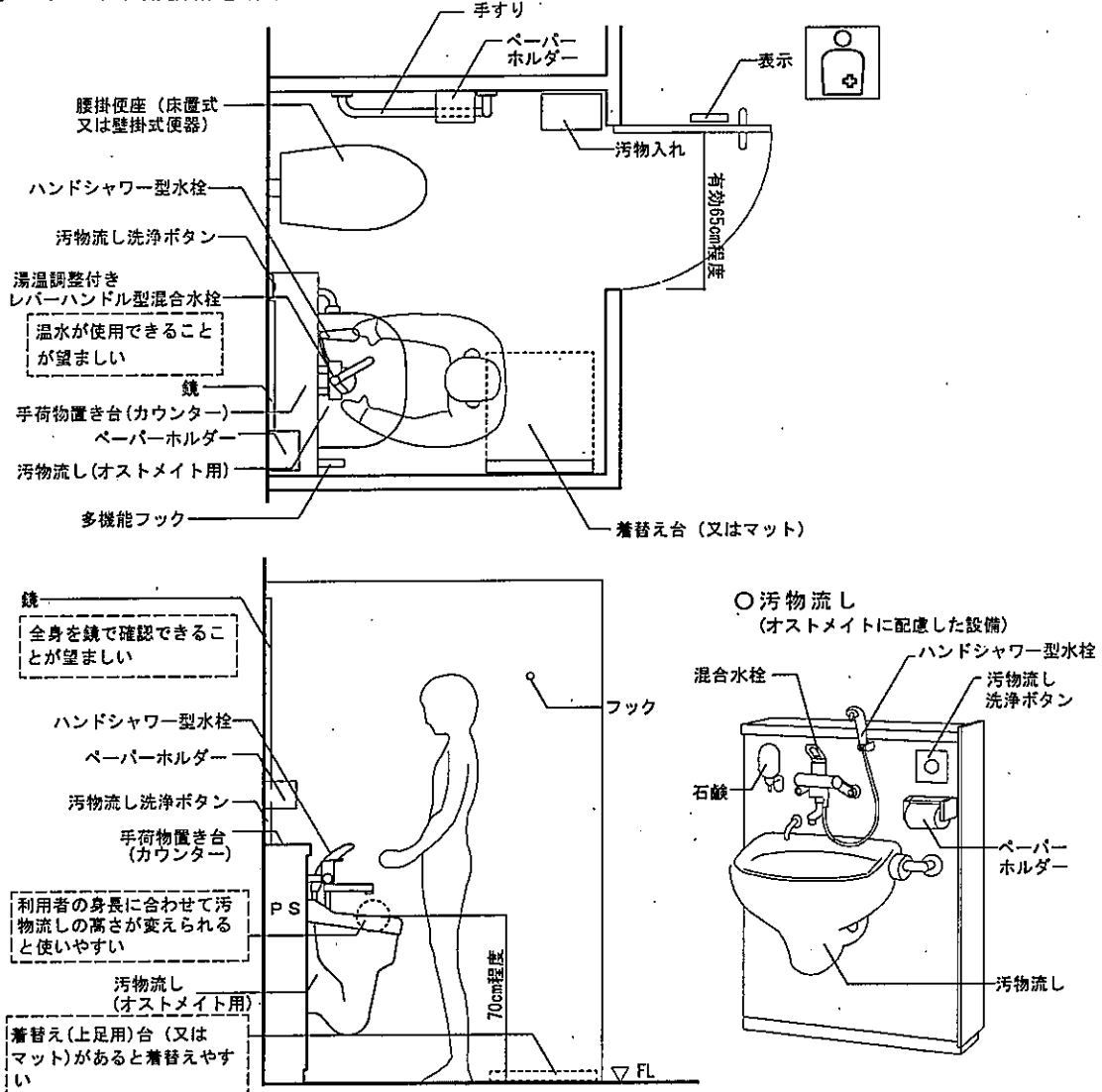
使用者が倒れた時でも緊急通報ができる配慮

縦手すりは便座先端から25cm程度が使いやすい

200cm程度

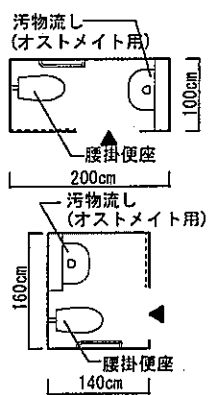
便所・洗面所 2

●オストメイト用設備を有する便房

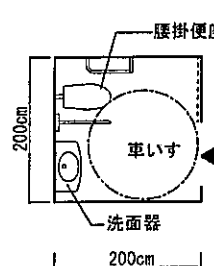


●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

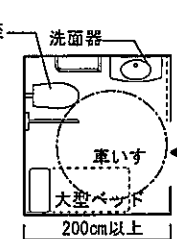
○オストメイト用設備を有する便房



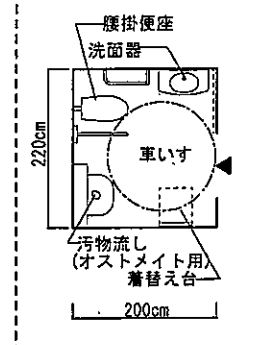
○車いす使用者用便房



○大型ベッド付便房

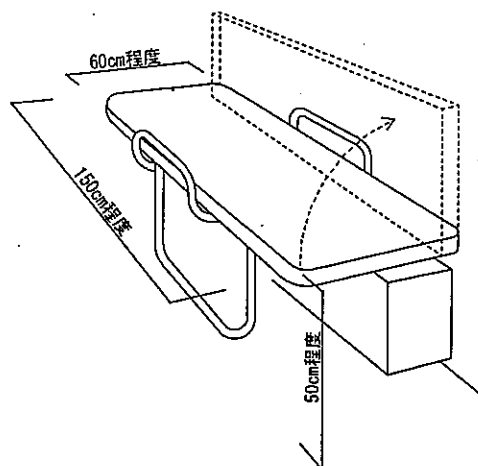
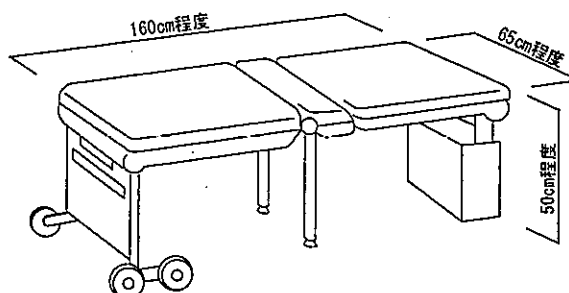


○多機能便房

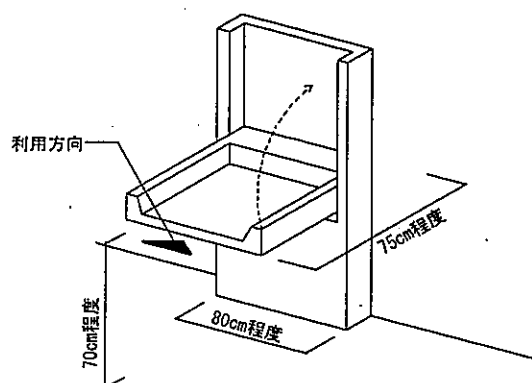
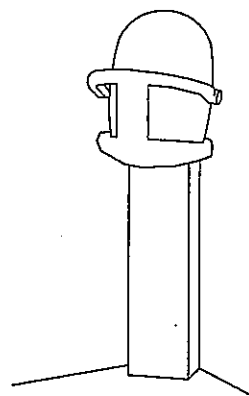
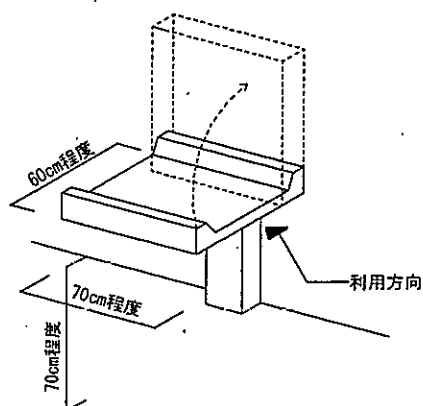
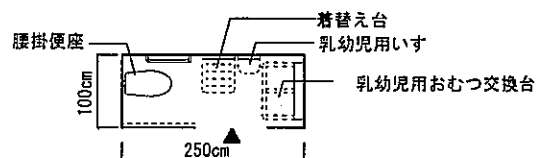
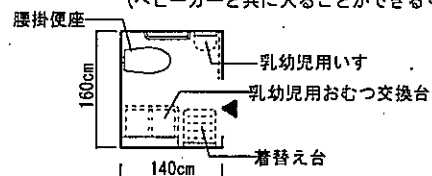


便所・洗面所 3

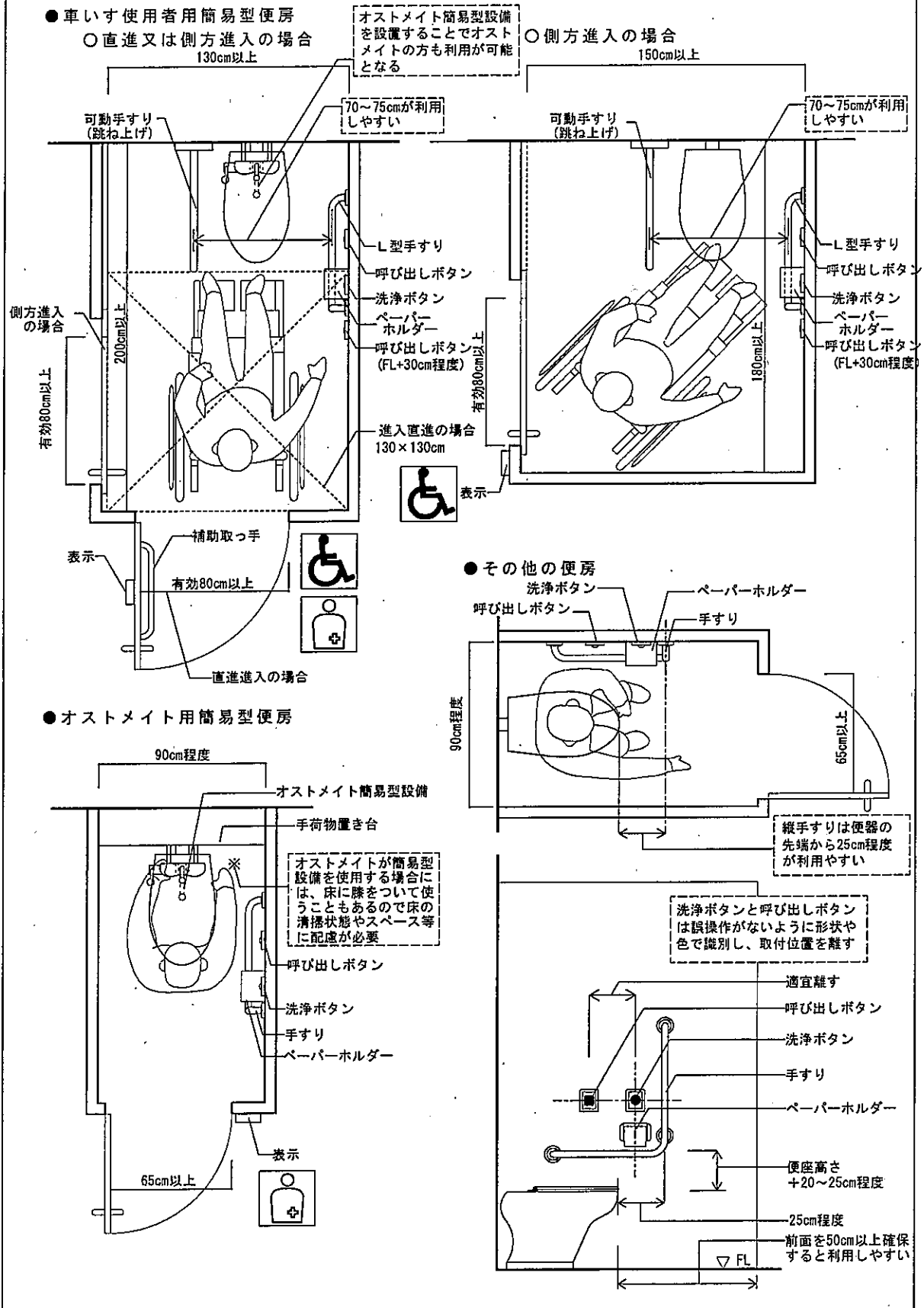
● 大型ベッド

○ 大型ベッド 1
(幼児～大人まで：折畳み収納型)○ 大型ベッド 2
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

● 乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いす

○ 壁・床取付乳幼児用おむつ交換台
(生後1ヶ月～2歳半程度)○ 乳幼児用いす
(生後5ヶ月～2歳半程度)○ 壁取り付け乳幼児用おむつ交換台
(生後1ヶ月～2歳半程度)○ 乳幼児連れに配慮した便所の寸法例
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)

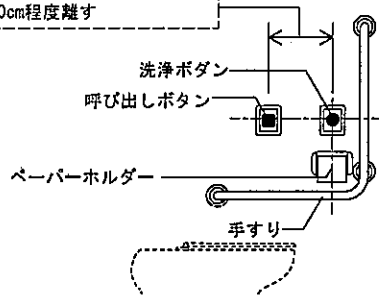
便所・洗面所 4



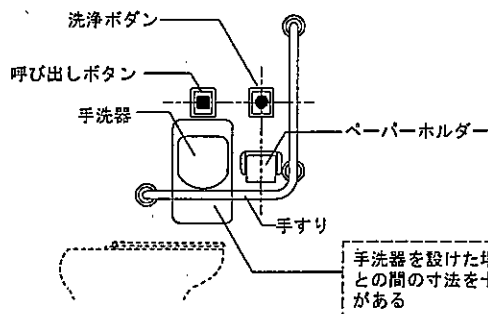
便所・洗面所 5

●洗浄ボタン等の標準配置例
(JIS S 0026による)

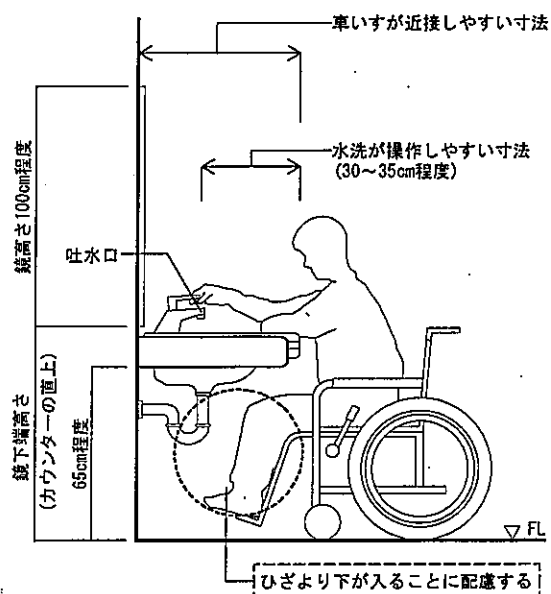
洗淨ボタンと呼出しボタン
は誤操作がないように20～
30cm程度離す



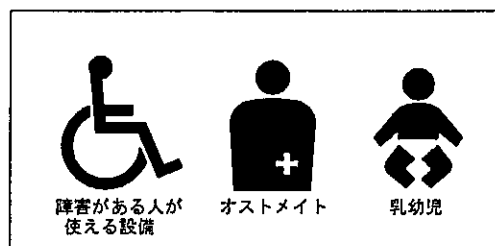
●手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例



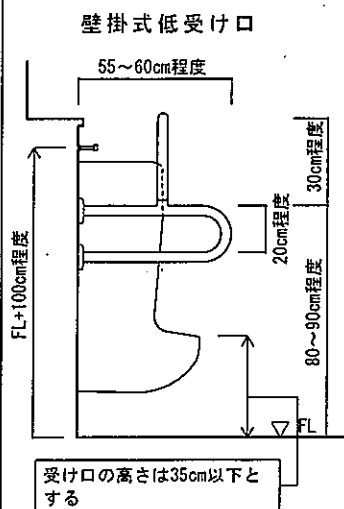
●車いす使用者が利用しやすい洗面化粧台



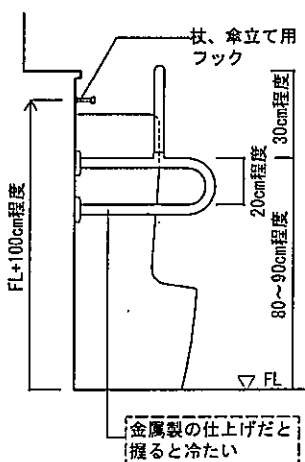
●便房設備の表示例、



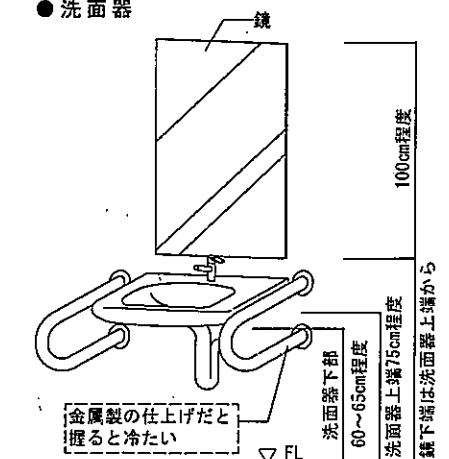
●小便器



床置き式ストール

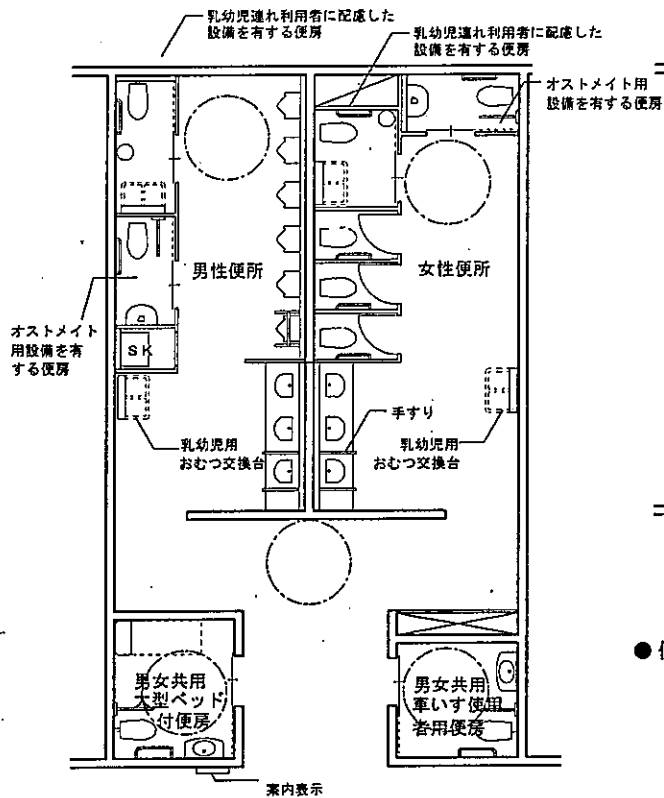


●洗面器

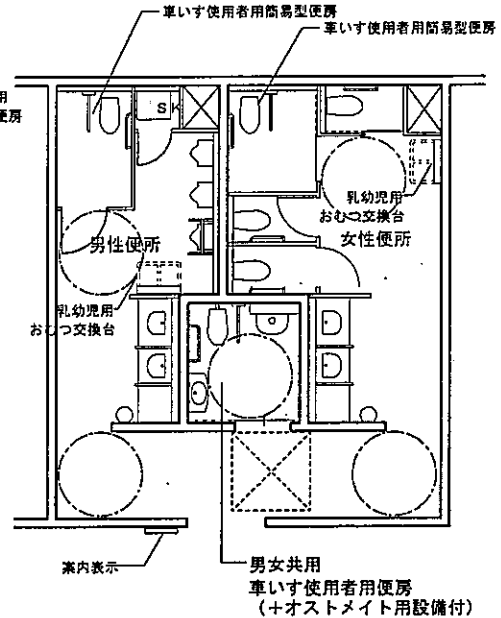


便所・洗面所 6

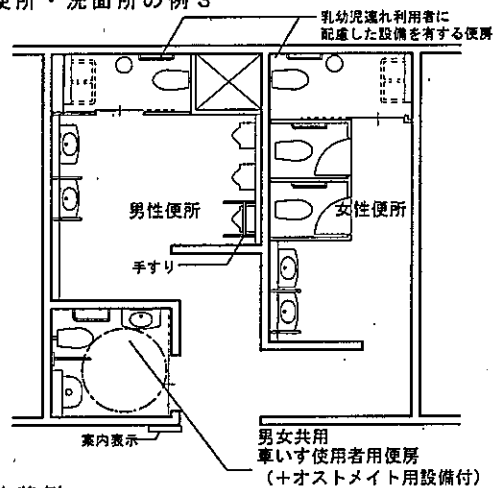
● 便所・洗面所の例 1



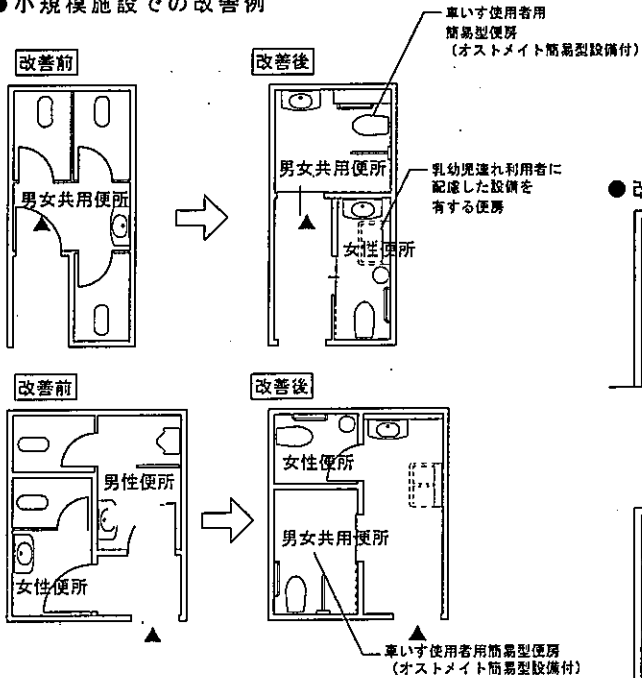
● 便所・洗面所の例 2



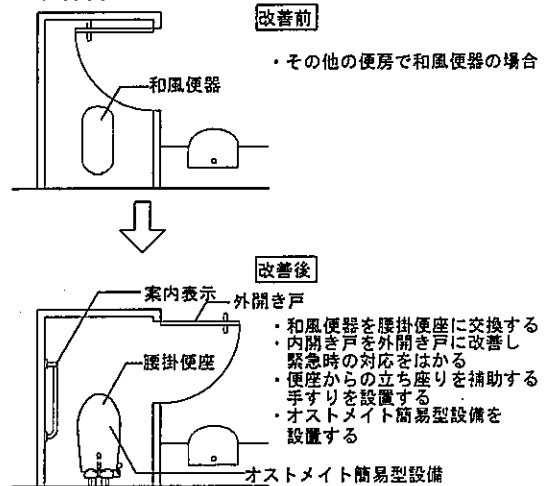
● 便所・洗面所の例 3



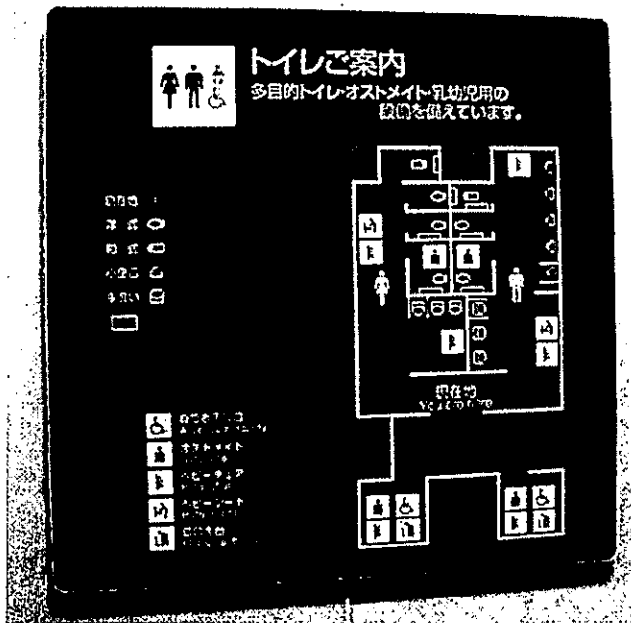
● 小規模施設での改善例



● 改善例



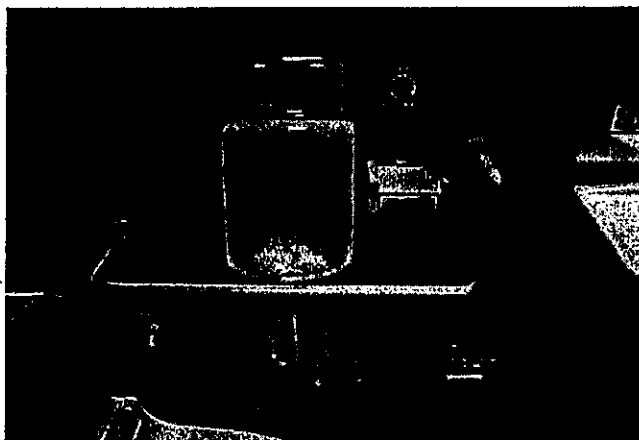
2. 7. 6 設計例



- ・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内表示



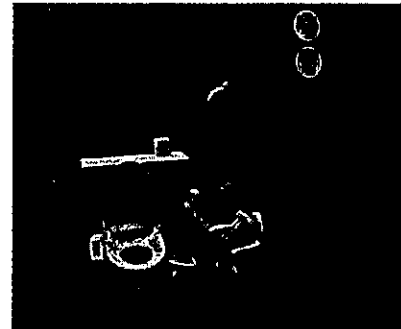
- ・オストメイト用汚物流し



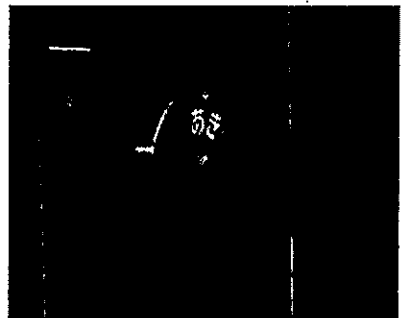
- ・操作系設備配置 JIS S0026規定



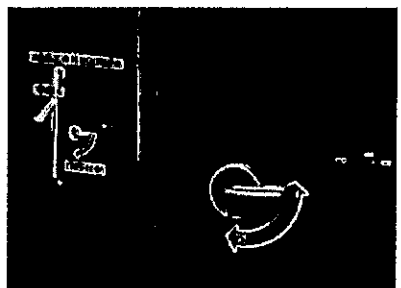
- ・壁掛式大型ベッドのある便房



- ・広さにゆとりをもたせ、乳幼児用いすを設けた便房



- ・色による戸の施錠／開錠表示



- ・大きめのレバーによる錠

2. 9 客室

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> ホテル 又は 旅館の客室 (第15条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> ホテル 又は 旅館の客室 (第10条)	①客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数の1/50以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けているか。	
	②車いす使用者用客室の出入口	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	③便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	④浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物においては、バリアフリー法に義務づけられた「車いす使用者用客室」（車いす使用者が円滑に利用できる客室）を設けることや、一般客室において、高齢者、自立移動が可能な車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮することが求められている。
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室を設けることにより、より多くの利用者の宿泊が可能となる。
- ・宿泊機能を有する建築物の設計においては、客室のほかに、施設全体のバリアフリー対応として、道路や駐車場から客室に至る経路や共用スペース（レストラン、大浴場、共用便所等）の段差の解消や、フロントにおける車いす使用者に配慮したカウンター設置、緊急時の避難動線の確保や情報提供等への配慮が求められる。また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的な対応）の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。
- ・高齢者、障害者等の個々の事情等について、予約時や来訪時の質問に的確に答えることのほか、ホームページ等での事前の情報提供（車いす使用者用客室の有無やその仕様、備品の貸し出し等に関する基本的な情報）を行うことが、施設運営者に求められる。
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室を整備することや、施設全体のバリアフリー対応のための様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みでもある。

◆ 設計のポイント ◆

- ・ホテルや旅館等の宿泊施設には、車いす使用者用客室を設ける。
- ・車いす使用者用客室内には、車いす使用者の円滑な利用が可能なスペース及び便所・浴室等を設ける。
- ・車いす使用者用客室は高齢者、障害者等と同伴者が宿泊することに配慮した広さ、間取りとする。
- ・車いす使用者用客室の出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間等を確保し、戸の前後の高低差を設けない。
- ・車いす使用者用客室以外の一般客室においても、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとする。
- ・客室の出入口には、室名（部屋番号）をわかりやすく表示する。
- ・車いす使用者用客室や一般客室には、高齢者、障害者等への情報提供等に配慮した設備・備品等を設ける（又は貸し出す）。特に、視覚障害者、聴覚障害者にとっては情報提供に係る設備・備品等が重要となる。

2. 9. 1 客室の設計標準

(1) 車いす使用者用客室

① 設置数、配置

- ・客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を1以上設ける。
- ・客室の総数が200以下の場合は、当該客室の総数に1/50を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は、当該客室の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
- ・客室の総数が50未満の場合であっても、車いす使用者用客室を1以上設けることが望ましい。
- ・車いす使用者用客室の位置は、車いす使用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望ましい。

② 客室出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・客室内には、車いす使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。
(家具等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)
- ・ベッドの側面には車いす使用者が進出し、ベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- ・客室の床には、原則として段を設けない。

留意点：和室

- ・車いす使用者用客室が和室の場合、畳に車いす使用者が容易に移乗できるよう、畳の高さを車いすの座面の高さと同程度とする等の工夫をすることが望ましい。

③ 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・便所、便房及び浴室等の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。(※1)

※1 以下の場合に代替可能。

- ・車いす使用者用客室が設けられている階に、車いす使用者用便房が設けられた共用の便所が、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合
- ・車いす使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車いす使用者用浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合
- ・客室出入口の戸の取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、又はプッシュプルハンドル式等とする。
- ・客室出入口のドアクローザーは、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ操作の軽いものを設ける。

- ・客室出入口の戸のアイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から100～120cm程度（車いす使用者の目線の高さ）程度の高さに設ける。又は、戸の付近にカメラ付きインターフォンを設ける。
- ・戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（2）を参照。

④ 部品・設備等

ア. ベッド

- ・ベッド高さは、マットレス上面で40～45cm程度（車いすの座面の高さ程度）とする。
- ・ヘッドボード高さは、マットレス上面より30cm以上とし、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする。
- ・ベッドの下に車いすのフットレストが入るものとする。
- ・車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避ける。

イ. ベッドサイドキャビネット

- ・高さは、マットレス上面より10cm程度高くする。
- ・車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。

ウ. 照明

- ・ベッド上で点灯・消灯できるものとする。

エ. コンセント、スイッチ類

- ・車いす使用者の利用に適した位置とする。
- ・電動車いすのバッテリー充電のため、客室内の利用しやすい位置にコンセントを設ける。
- ・コンセント、スイッチ類については2. 1 3 E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

オ. 収納等

- ・車いす使用者の利用に適した位置とする。
- ・棚の高さは、下端：床から30cm程度、上端：床から120cm程度とする。
- ・ハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・収納の奥行きは、60cm程度とする。
- ・収納の形状は、下部に車いすのフットレストが入るものとする。
- ・戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障害者等が使い易い形状のものとする。
- ・室内のカウンターは、床からの上端高さ70cm程度、下端高さ60～65cm程度とし、奥行きは45cm程度とする。

⑤ 仕上げ等

- ・客室の床は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・車いすの操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。

⑥ 便所

- ・客室内の便所には、車いす使用者が円滑に利用できる便所（以下「車いす使用者用便所」という。）を設ける。

（※2）

※2 以下の場合は代替可能。

- ・車いす使用者用客室が設けられている階に、車いす使用者用便所が設けられた共用の便所が、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・下記のほか、車いす使用者用便所については、2. 7. 1 個別機能を有する便所の設計標準（1）共通する事項、及び（2）車いす使用者用便所を参照。

ア. 便所の出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・車いす使用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者用便所には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
 - ・各設備を使用でき、車いすが360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設けることが望ましい。
- ・床には段を設けない。

イ. 部品・設備等

- ・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

⑦ 浴室又はシャワー室

- ・客室内には、車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下「車いす使用者用浴室等」という。）を設ける。（※3）

※3 以下の場合は代替可能。

- ・車いす使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車いす使用者用浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・1以上の共用の車いす使用者用浴室等（個室浴室、貸し切り浴室を含む）は、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。

留意点：浴室までの経路

- ・車いす使用者用客室から共用の車いす使用者用浴室等までの経路のうち1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。

ア. 浴室等の出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・浴室の洗い場やシャワー室には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
- ・床には段を設けない。

イ. 部品・設備等

- ・車いす使用者用浴室等には浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

a. 浴槽

- ・深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm程度（車いすの座面の高さ程度）とする。
- ・車いすから移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さは、浴槽と同程度とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。
- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

留意点：浴室等のバリエーション

- ・複数の車いす使用者用客室を設ける場合、高齢者、障害者等が選択ができるよう、便器や浴槽への移乗のための側面のスペースが、右側面にある便所・浴室の客室等と、左側面にある便所・浴室の客室等、複数のバリエーションを設けることが望ましい。
- ・また車いす使用者用浴室のある客室の他、車いす使用者用シャワー室のある客室を準備することが望ましい。

b. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・浴室用車いす、シャワーチェア等を備える。
- ・浴室用車いすやシャワーチェア等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。

c. 手すり

- ・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
- ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車いす等への立ち座りのための手すりを設ける。

d. 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・洗いの水栓金具の取り付け高さは、浴室用車いすやシャワーチェア等から手が届く位置とし、浴槽の水栓金具の取り付け高さは浴槽に座った状態で操作可能な位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

留意点：水栓

- ・浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するため、水栓は定量止水機能のついたものとするが望ましい。

e. 洗面器等（洗面脱衣室に設ける場合を含む。）

- ・洗面器下部に車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30～35cm程度とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするが望ましい。

f. 緊急通報ボタン等

- ・緊急通報ボタン又は非常用を兼ねた浴室内電話機を設ける。

ウ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・車いすでの移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

(2) 一般客室

より多くの高齢者、障害者等が利用できるよう、車いす使用者用客室以外の一般客室は、以下に配慮して設計する。

① 客室出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるスペースを設けることが望ましい。
- ・客室内の通路には、車いす使用者が通行できる有効幅員を確保する。有効幅員内には、冷蔵庫やテーブル等、車いす使用者の移動の支障となる設備機器や家具等を設置しない。
- ・客室内には、車いす使用者が直進し、方向転回できるスペースを設けることが望ましい。ベッドの移動等、客室のレイアウト変更による対応でもよい。
- ・ベッドの側面には車いす使用者が進出し、ベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- ・客室の床には、原則として段を設けない。やむを得ず段を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とするか、傾斜路（据え置き型の設置を含む）により段を解消する。

留意点：高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の整備

- ・一人でも多くの高齢者、自立移動が可能な車いす使用者等が、一般客室を利用できる環境を整えるため、できるだけ多くの整備に取り組むことが望ましい。

② 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、その前後に高低差がないものとする。
- ・便所及び浴室等の戸は、その前後に高低差（浴室内侧の防水上必要な高低差（立ち上がり高さ）を除く。）がないものとする。
- ・客室出入口の戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（2）を参照。

③ 部品・設備等

ア. コンセント、スイッチ類

- ・コンセント、スイッチ類については2. 13 E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

留意点：その他の設備・備品

- ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。
- ・タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、望ましくない。

④ 便所

- ・出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。やむを得ず80cmを確保できない場合、出入口の有効幅員は70cm以上とする。
- ・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

⑤ 浴室又はシャワー室**ア. 出入口の寸法**

- ・出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。やむを得ず80cmを確保できない場合、出入口の有効幅員は70cm以上とする。

イ. 部品・設備等

- ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

a. 浴槽

- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

b. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・シャワーチェア等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。

c. 手すり

- ・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
- ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及びシャワーチェア等への立ち座りのための手すりを設けることが望ましい。

d. 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

e. 洗面器等（脱衣場に設ける場合を含む。）

- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。

ウ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

(3) 案内表示、情報伝達設備等

① 室名表示等

- ・戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名（部屋番号等）を表示する。
- ・室名表示は文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとする。
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとするのが望ましい。
- ・車いす使用者用客室の室名表示、避難情報及び避難経路の表示等は、車いす使用者の見やすさに配慮した高さに設ける。
- ・室名表示については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準(4)を参照
- ・表示板については、2. 13. G. 1 案内表示を参照。

② 客室の鍵

- ・視覚障害者に配慮し、客室の鍵は、わかりやすく操作しやすいものとする。

③ テレビ

- ・聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとする。

④ 電話機

- ・車いす使用者用客室の電話は、ベッドから手が届く位置に設ける。

⑤ 非常警報装置

- ・フラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置や、点滅や振動によって伝える室内信号装置（ドアノック音等を受信する装置）の貸し出し等、聴覚障害者等への非常時の情報伝達に配慮する。
- ・室内信号装置については、2. 9. 4 ソフト面の工夫(4)②を参照。
- ・情報伝達設備については、2. 13. I. 1 情報伝達設備を参照。

⑥ シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設けるのが望ましい。

留意点：カードキー等

- ・高齢者や視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかる等の工夫することが望ましい。
- ・客室の電源キーの挿込みと連動している場合、電動車いすの充電等に配慮し、予備キーを貸し出す等の準備をしておくことが望ましい。

留意点：シャンプー等の触覚識別表示

- ・シャンプー等の触覚識別表示については、日本工業標準規格（JIS）S0021の「高齢者・障害者配慮設計指針-包装・容器」に規定されている。
- ・このJISでは、「洗髪料の容器には、ぎざぎざ状の触覚記号を付け、身体用（顔面及び頭髮用は除く）洗淨料の容器には、一直線状の触覚記号を付ける」とされている。
- ・触覚記号を付ける箇所は主に、容器ポンプの頭頂部と胴体の側面である。

2. 9. 2 改善・改修のポイント

客室の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることの他、2. 9. 1 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

(1) 車いす使用者用客室

一般客室から車いす使用者用客室への改善・改修にあたっては、基準に適合させることのほか、2. 9. 1 客室の設計標準(1)(3)に基づいて行うことが望ましい。

既存の客室を車いす使用者用客室とするためには、必要な空間の確保、車いす使用者用便房・浴室の設置、車いす使用者用便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、以下のような工夫が必要となる。

① 必要な空間の確保、車いす使用者用便房・浴室の設置

- ・客室内に車いすの回転スペース等を確保し、また車いす使用者用便房・浴室を設けるためには、一定の客室広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば2つの客室の間仕切り壁を撤去して1室化し、室の間取りを変更することが考えられる。

② 車いす使用者用便房・浴室出入口の段差解消

- ・既存客室と便房・浴室の出入口にまたぎ段差等がある場合(既存客室より便所・浴室の床が高い場合等)には、改善・改修によって車いす使用者用客室内又は廊下部分にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さとあわせることや、便房・浴室の出入口手前にスロープを設けることが考えられる。

留意点：既存躯体や設備配管等の確認
 ・客室の床スラブの構成(段差の有無)、階高寸法・梁の位置・梁下寸法(客室出入口やユニットバス設置、配管・配線に必要なスペースの確保)、既存・新設配管等の位置等に留意する必要がある。

③ 運営しながらの改善・改修実施

- ・宿泊施設等を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努めることが必要となる。

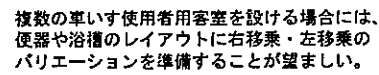
(2) 一般客室

一般客室の改善・改修にあたっては、一人でも多くの高齢者、障害者等が利用できるように環境を整えることが重要である。

また、改善・改修での対応が著しく困難な場合には、ソフト対応の充実を図ることも重要となる。

- ・既存の一般客室を高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室とするためには、客室内に必要なスペースの確保、便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、前項(1)を参考とした工夫が必要となる。
- ・前項(1)に加え、限られた空間で必要なスペースを確保するには、家具の配置を変えることも有効である。
- ・また、便房・浴室等の出入口や必要スペースを確保するには、ユニットバスの交換や、戸の形式を引き戸や外開き戸にする等の方法も検討する。

○車いす使用者用客室（ツインルーム）の例



The diagram illustrates a room layout with the following features and labels:

- Top Left:** A label "ベッドは移動しやすいものとする" (Ensure the bed is easy to move) points to a rectangular area.
- Top Center:** A label "ベッドから手の届く位置に電話を設置" (Install phone within reach from bed) points to a small square icon. Below it, "内法270cm程度" (Internal width approx. 270cm) indicates the distance between two vertical elements.
- Middle Left:** Two labels point to rectangular areas: "有効80cm以上 殺手すりの設置" (Effective 80cm or more, install handrail) and "横手すりの設置" (Install side handrail).
- Middle Right:** A large grid-like area contains a wheelchair icon. Labels include "バス" (Bath), "トイレ" (Toilet), and "シャワー" (Shower). To its right, a vertical label reads "内法180cm程度" (Internal width approx. 180cm).
- Bottom Left:** A circular inset shows a person lying down. Above it is a label "有効80cm以上".
- Bottom Center:** A label "フック (高さ120cm程度)" (Hook (height approx. 120cm)) points to a horizontal bar.
- Bottom Right:** A label "字幕放送対応のテレビ" (TV compatible with subtitle broadcast) points to a rectangular area. To its right, another label "有効80cm以上" is shown next to a dashed-line rectangle.
- Far Right:** A label "床き彫りや点字による室名表示" (Room name indication by floor carving or Braille) points to a wall section.
- Bottom Far Right:** An area labeled "廊下" (Corridor) is shown with a door opening.

内法270cm程度

内法180cm程度

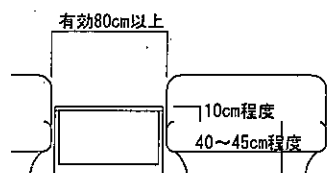
有効80cm以上

有効80cm以上

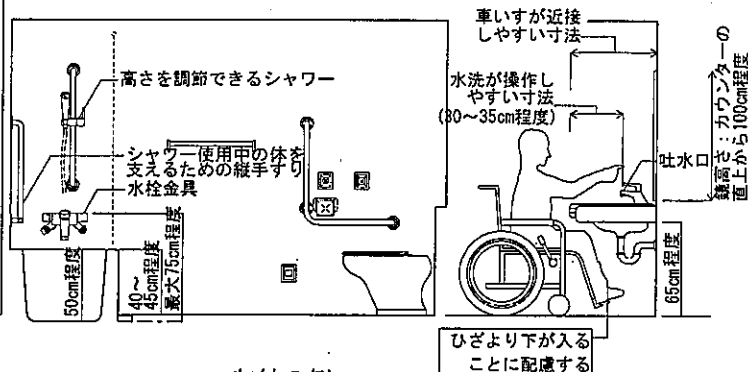
隣室と続き間として
使うことのできる間取り

廊下

客室2

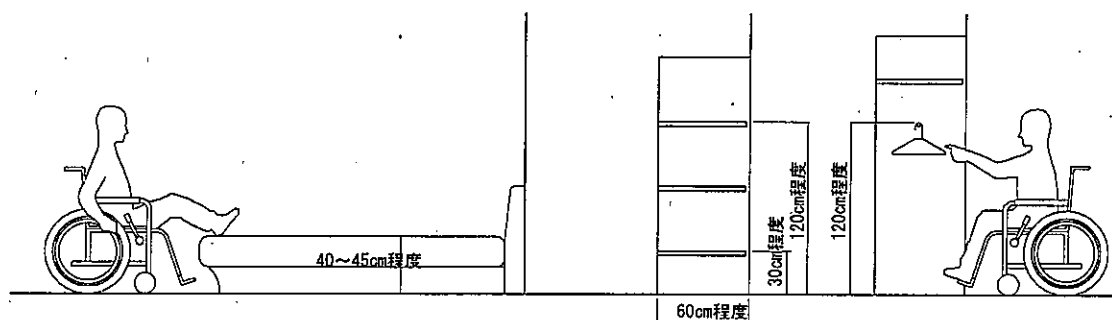
○車いす使用者用客室の例
・ベッド回りの例

・浴室廻りの例



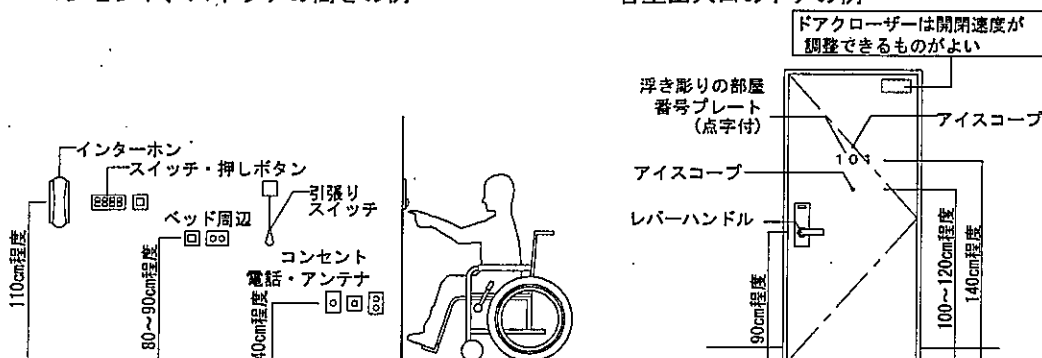
・ベッドの高さの例

・収納の例



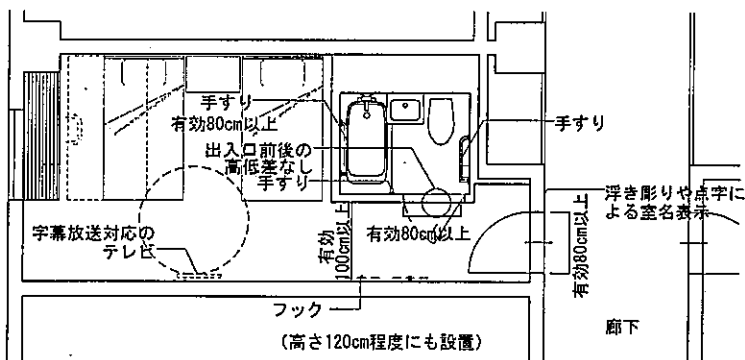
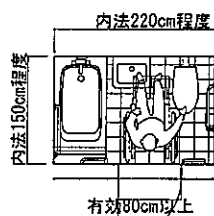
・コンセント、スイッチの高さの例

・客室出入口のドアの例



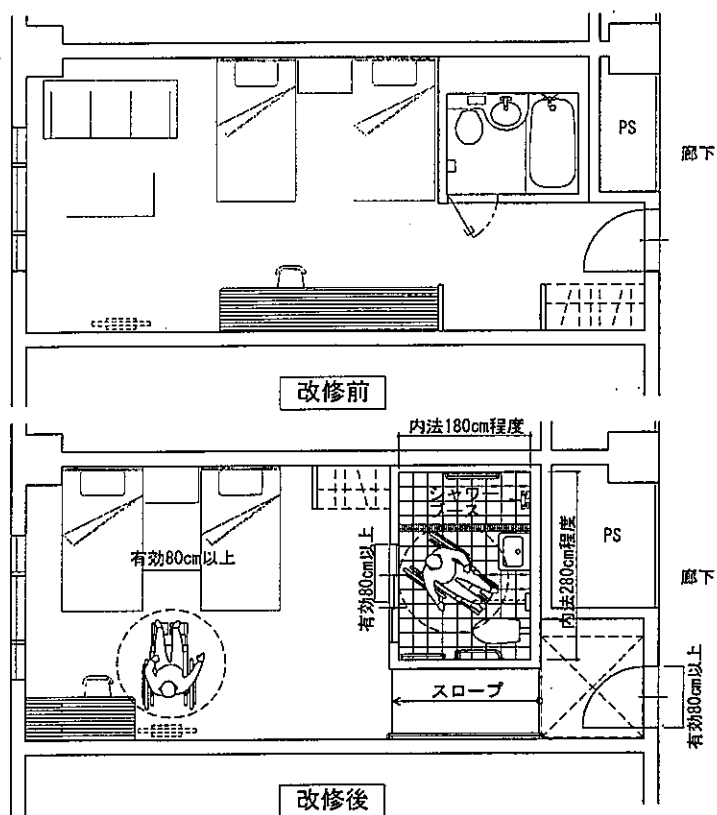
・車いす使用者用客室の水廻り室の例

○高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室 (ツインルーム) の例

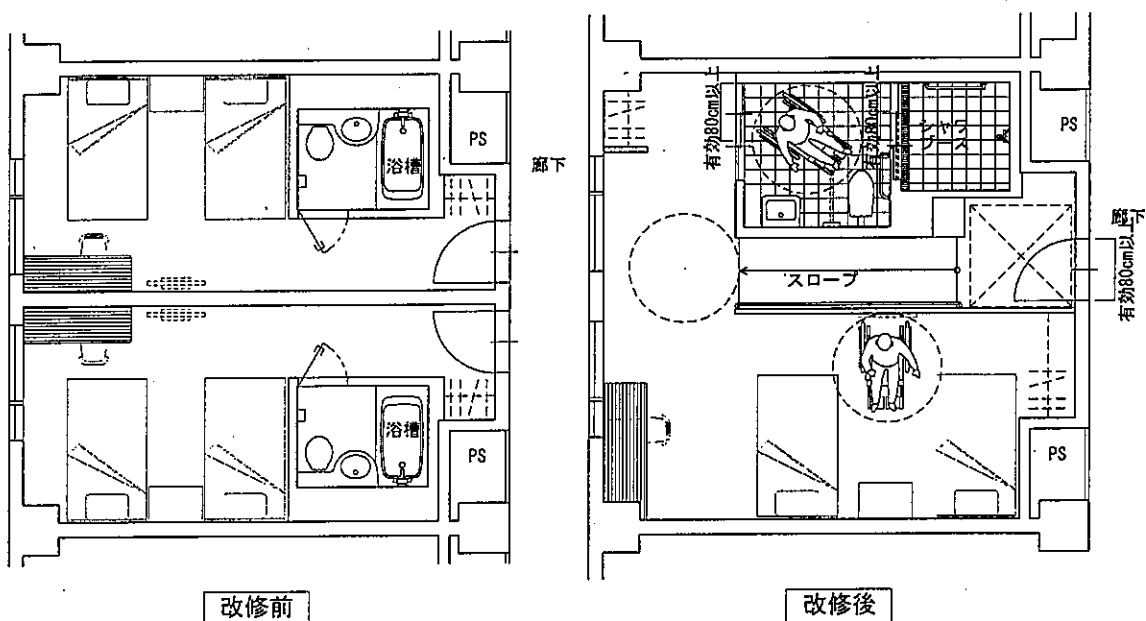


客室 3

○改善例 1
一般客室 1 室を車いす
使用者用客室に改善
する例



○改善例 2
一般客室 2 室を車いす使用者用客室 1 室に改善する例



2. 9. 3 設計例



- ・床に段がなく、車いす使用者が回転できるスペースを確保した客室



- ・出入口、床の段をなくし、引き戸とした客室内の便所（改修事例）

2. 9. 4 ソフト面の工夫

(1) 情報提供とコミュニケーション

① 情報提供と蓄積

- ・車いす使用者用客室の有無やその概要（段差・寸法等）、備品等の貸し出しの有無、一般客室や施設全体のバリアフリー化状況等の基本的な情報が、施設のホームページで提供されることが望ましい。
- ・利用者のニーズを把握し・蓄積し、ソフト面の工夫に活かしていくことが望ましい。

② 室内信号装置

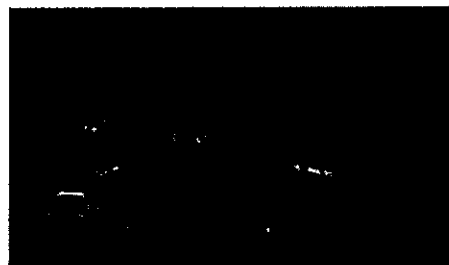
- ・聴覚障害者等に配慮し、室内信号装置（ドアノック、ドアベルやインターホン、電話のコール、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器）を貸し出すことが望ましい。

③ 電話機

- ・視覚障害者等に配慮し、大型の表示ボタンの電話機を設置又は貸し出すことが望ましい。
- ・聴覚障害者等に配慮し、点滅灯付音量増幅装置やファクシミリを貸し出すことが望ましい。

④ 非常時の情報伝達、避難

- ・火災等の非常事態の発生が、高齢者、障害者等に適切に伝達されるよう配慮する。
- ・聴覚障害者に非常事態の発生を伝えるために、光警報装置や屋内信号装置（従業員がドアノックして非常事態の発生を伝達する）がある。また筆談ボードは、緊急時のコミュニケーション手段として活用することができる。
- ・車いす使用者や聴覚障害者、視覚障害者等が一般客室に宿泊する際には、より早い情報伝達や、非常時の誘導や救助のしやすい位置の客室に案内することが望ましい。
- ・また障害者等の宿泊する客室位置について、従業員が十分に把握しておく必要がある。



- ・ファクシミリ他、様々なセンサー類

留意点：電話機、ファクシミリ

- ・電話機には、上肢の巧緻障害者等の利用のための呼気スイッチやペダル状のスイッチ等を取り付けることが可能なものもある。
- ・ファクシミリは、着信時に、フラッシュライトやバイブレーター等の聴覚障害者がわかる方法で知らせる機能がついているとよい。

(2) 備品の対応、貸し出し

① 客室内設備の使用法等の説明

- ・視覚障害者等が宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方（カードキーの裏表等）、スイッチ・リモコン等の位置、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- ・多様な利用者に配慮し、客室には高齢者、障害者等にわかりやすいデザインで、室内の設備の使い方や備品の配置等を表示したイラスト入りの解説図等を準備することが望ましい。

留意点：携帯端末の活用

- ・携帯端末等を貸し出し（あるいは聴覚障害者の持つ携帯端末のメールアドレスを確認し）、聴覚障害者に緊急時の情報を配信する、あるいは客室内の聴覚障害者からのフロントへの緊急連絡や問い合わせ等に対応することも考えられる。

留意点：聴覚障害者の避難誘導

- ・火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容が参考となる。

② 便所、浴室等の備品

- ・客室に浴室用車いす、シャワーチェア、浴槽移乗台、補高便座等を貸し出すことができるように準備することが望ましい。
- ・複数の方が、一度に利用することに配慮する。

③ 補助犬用の備品の貸し出し等

- ・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）のための備品（犬用マット、水とえさ用のボウル等）を貸し出すことが望ましい。
- ・屋外に、補助犬の排泄用スペースを設けることが望ましい。

(3) 客室の位置

- ・視覚障害者が一般客室に宿泊する際には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内することが望ましい。

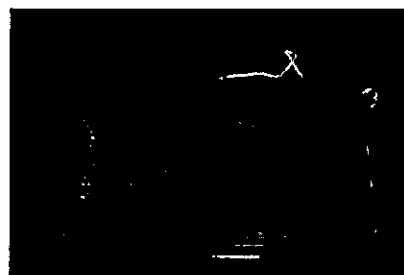
(4) 人的対応

① フロント等での対応

- ・フロント等には、「聴覚障害者には筆談で対応します。」「聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示のほか、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、言葉（文字と話言葉）による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。
- ・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。

留意点：補助犬

- ・目の不自由な方の歩行のサポートをする「盲導犬」、身体の不自由な方の生活のサポートをする「介助犬」、耳の不自由な方に音を知らせる「聴導犬」の3種類の犬を補助犬という。
- ・2002（平成14）年に身体障害者補助犬法が施行され、スーパーやレストラン、ホテル等、不特定多数の人が出入りする民間施設等に、補助犬同伴の受け入れが義務付けられた。



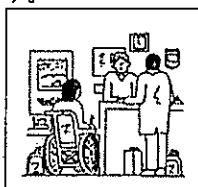
・筆談ボード：書いて消せる白板

② 共用部分での配慮

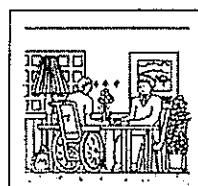
- ・車いす使用者をテーブル席のあるレストランに案内することや、知的障害・発達障害・精神障害等の多様な利用者のニーズに応じた対応（例：食事を部屋食とすることや、個室（簡易な仕切りを含む）のあるレストランに案内すること）等の配慮があることが望ましい。

留意点：フロントにおけるソフト面での対応例

- ・宿泊機能を有する施設では、予約時・フロントにおける丁寧な説明等の人的対応の充実を図ることが望ましい。
- ・右に（社）日本観光協会の「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」の一部を例として示す。



車いす使用者等に対しては、フロントに低いカウンターを用意しておくことが望ましい。



ローカウンターの代わりに、ロビーのテーブル等にて対応することも良い。

対応策・整備項目	利用対象者				
	高齢者	車いす使用者	視覚障害者	聴覚障害者	聴覚障害者
◎予約の際に申し出のあった場合には、利用者の障害の種類・程度、年齢等を確認するとともに要望を伺い、整備状況等をふまえて対応可能範囲を的確に判断して伝える	○	○	○	○	○
◎障害の種類や程度によっては一般客室の中で適した部屋を手配する等、臨機応変な対応を心がける	○	○	○	○	○
◎予約受付後、利用者の障害の種類・程度等とともに、必要になると思われる誘導・案内・介助等について、各セクションに申し送りを行う	○	○	○	○	○
◎盲導犬の宿泊に際しては、関係箇所への確かな申し送りを行う	○	○	○	○	○
◎従業員は常に館内の様子に気を配り、要望に応じて適切な対応をとる	○	○	○	○	○
◎通常のハイカウンターの場合、金銭やキーの受け渡しの際等には、適宜カウンターを出て、目線の高さに合わせた対応をとる	○	○	○	○	○
●車いす使用者の利用に適したタクシー等の手配ができるようにしておくことが望ましい	○	○	○	○	○
○車いすの貸し出しを行なう	○	○	○	○	○
●老眼用の貸し出しを行なう	○	○	○	○	○
○コンシェルジュ等によって、手話等を交えたきめ細かい案内を行う	○	○	○	○	○
○館内施設の位置や利用時間、レストランのメニュー、売店の商品、非常口等について、パンフレットや点字ガイド、手話等を用いて説明する	○	○	○	○	○
○通常のパンフレットや客室内のインフォメーションを拡大コピーして渡す	○	○	○	○	○
○聴覚障害者に対しては、チェックインの際に館内の各施設やエレベーター操作盤のボタン位置や使用方法、また非常口、客室内の設備について実際に案内・説明する	○	○	○	○	○

- ◎基本事項：宿泊施設においてクリアすることが望まれる、高齢者や障害者を持つ人の受け入れに際して必要とされる基本的な事項。
- 重点事項：高齢者や障害者をもつ人に対する快適な受け入れ体制を策定していくに際して重点的な整備・取り組みが期待される事項。
- 補完事項：高齢者や障害者をもつ人の受け入れ体制づくりに際して、上記の基本事項や重点事項を補完するもの。ごく当然とされるものから、きめ細かな対応策等まで幅広い事項を含む。

2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室

◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 浴室等 (第13条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、公衆浴場等、宿泊機能を有する建築物に付属する共同浴室、及びそれらに附帯するシャワー室、脱衣室等におけるバリアフリー対応が求められている。
- ・また高齢者、障害者等が、他の利用者と同様にスポーツ活動の機会を享受するために、体育館や水泳場等のスポーツ施設等においても、シャワー室や更衣室のバリアフリー対応が求められている。
- ・高齢者、障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の設計においては、移動や動作時の安全性確保に十分配慮した動線計画や仕上げ等の配慮が求められる。

◆ 設計のポイント ◆

- ・公衆浴場や宿泊機能を有する建築物等、不特定多数の利用者が利用する浴室を設ける場合には、1以上の車いす使用者が円滑に利用できる浴室を設ける。また浴室と隣接する位置に、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣室を設ける。
- ・体育館やスポーツ施設等、不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、1以上の車いす使用者が円滑に利用できるシャワー室を設ける。またシャワー室と隣接する位置に、車いす使用者が円滑に利用できる更衣室を設ける。
- ・浴室・シャワー室では、浴室用車いす等への移乗や入浴等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。
- ・脱衣室・更衣室では、脱衣や着替え等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。
- ・出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間等を確保し、戸の前後の高低差を設けない。

2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準

(1) 共通する事項

① 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・床には段を設けない。

② 戸の形式

- ・出入口に戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・戸の形式については、2. 8 利用居室の出入口(2)を参照。

③ 部品・設備等

ア. 浴槽

- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけない材料で仕上げる。

イ. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・浴室用車いす、又はシャワーチェア等を備える。

ウ. 浴室の手すり

- ・浴槽に入るための階段付近には、出入りのための手すりを設ける。
- ・手すりは原則として水平及び垂直に取り付ける。段がある場合には、斜めに手すりを取り付けることができる。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すりを参照。

エ. 洗い場及びシャワーの水栓金具

- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット(自動温度調節器)付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット(自動温度調節器)には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。

④ 仕上げ等

ア. 床の仕上げ

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・浴室用車いす等での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

イ. ガラス

- ・ガラスについては、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準(4)②を参照。

留意点：部品・設備等のわかりやすさ

- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、浴槽、水栓金具、洗面器等の部品・設備等と壁の仕上げ材料は、部品・設備等と壁の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

留意点：水栓

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用する等の工夫が望まれる。
- ・洗い場での動作や、とっさの時に、水栓金具で怪我をしないよう取り付け方法、取り付け位置、水栓金具の形状に配慮する。

⑤ 案内表示、情報伝達設備等

ア. 室名表示等

- ・室名表示については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準(4)を参照。
- ・表示板等については、2. 13. G. 1 案内表示(1)を参照。

イ. シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設けることが望ましい。

(2) 車いす使用者用浴室

① 設置数、配置

- ・不特定多数の利用者が利用する浴室を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、車いす使用者が円滑に利用できる浴室(以下「車いす使用者用浴室」という。)を設けることが望ましい。
- ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物では、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、個室タイプの車いす使用者用も利用できる浴室(以下「貸し切り浴室」という。)を1以上設けることが望ましい。
- ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物の共同浴室では、共同浴室の一部に、車いす使用者も利用できる洗い場・浴槽を設けることが望ましい。

② 空間の確保等

- ・出入口から洗い場・浴槽までの通路及び洗い場には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
- ・車いす使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。(設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。

③ 部品・設備等

- ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

ア. 浴槽

- ・浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm(車いすの座面の高さ)程度とする。
- ・浴槽の縁には、車いすから移乗できる移乗台を設ける。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。

留意点：洗い場と浴槽

- ・車いすの座面と同じ高さの洗い場とした場合、洗い場から浴槽に排水が流れ込まないように、浴槽の縁、縁からの水勾配、排水溝の工夫等配慮する。

イ. シャワー

- ・シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
- ・シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・洗い場には浴室用車いす又はシャワーチェア等を備える。

留意点：浴室用車いす

- ・浴室用車いすには、介助用車いす（車いす使用者が自ら操作することはできないが、入浴介助のしやすさ等に配慮された車いす）と、自走式の車いす（車いす使用者が自ら操作することのできる車いす）がある。

ウ. 手すり

- ・出入口から洗い場や浴槽まで誘導するための手すりを設ける。
- ・洗い場には、シャワー使用中の体を支えるため、又は立ち座り動作のための手すりを設ける。
- ・浴槽への移乗台付近には、出入りのための手すりを設ける。
- ・貸し切り浴室では、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
- ・必要に応じ、洗い場から浴槽の周囲に、手すりを連続して設ける。
- ・手すりは原則として水平及び垂直に取り付ける。段がある場合には、斜めに手すりを取り付けることができる。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すりを参照。

留意点：手すり

- ・浴槽内にも手すりを設けることが望ましい。

エ. 洗い場及びシャワーの水栓金具

- ・水栓金具は、動作の障害にならない位置に設ける。
- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車いす等に座った状態で手が届く位置とする。

オ. 緊急通報ボタン等

- ・緊急通報ボタンを適切な位置に設ける。
- ・緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設けることが望ましい。
- ・緊急通報ボタンは、ループやひもをつけたものとすることが望ましい。

④ 仕上げ等

- ・貸し切り浴室では、浴槽の床が滑りにくいよう、床マットを貸し出すことができるよう準備する。

(3) 車いす使用者用シャワー室

① 設置数、配置

- ・不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者が円滑に利用できるシャワー室（以下「車いす使用者用シャワー室」という。）を設けることが望ましい。
 - ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等のシャワー室には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者用シャワー室を設けることが望ましい。

- ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等では、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、シャワー室を1以上設けることが望ましい。

② 出入口の寸法、空間の確保等

- ・車いす使用者用シャワー室を設けたシャワー室、及び車いす使用者用シャワー室の出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・通路や車いす使用者用シャワー室には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
 - ・車いす使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）

③ 部品・設備等

- ・シャワー、手すり等を適切に配置する。

ア. シャワー

- ・シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
- ・シャワーホースの長さは、150cm以上とすることが望ましい。
- ・浴室用車いす又はシャワーチェア、ベンチ等を備える。
- ・車いす使用者シャワー室（ブース）のベンチの高さは、床面から40～45cm程度とする。

イ. 手すり

- ・シャワー使用中の体を支えるため、かつ立ち座り動作のための手すりを設ける。
- ・手すりは水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すりを参照。

ウ. 緊急通報ボタン等

- ・緊急通報ボタンを適切な位置に設ける。
- ・緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設けることが望ましい。
- ・緊急通報ボタンは、ループやひもをつけたものとすることが望ましい。

(4) その他

- ・専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設の浴室等は、利用者や入居者の動作等の特性及び介助の方法に応じた設計とする。
- ・これらの施設の浴室等の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。

2. 10. 2 脱衣室・更衣室等の設計標準

(1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者のための脱衣・更衣スペースを設ける場合には、出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・床には、段を設けない。

(2) 戸の形式

- ・出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・戸の形式については、2. 8 利用居室の出入口(2)を参照。

(3) 車いす使用者用の脱衣・更衣スペース

① 設置数、位置

- ・不特定多数の利用する脱衣室・更衣室のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣・更衣等のスペースを設けることが望ましい。
- ・異性による介助に配慮し、男女が共用できる脱衣室・更衣室内に、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣室・更衣等のスペースを1以上設けることが望ましい。

② 空間の確保等

- ・車いす使用者のための脱衣・更衣スペースには、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保することが望ましい。
 - ・車いす使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。(設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)

③ 収納棚等

- ・車いす使用者の脱衣・更衣等のスペースの近くに、車いす使用者用の収納棚やロッカー等を設ける。
- ・収納棚の高さは、下端：床から30cm程度、上端：床から120cm程度とする。

- ・ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・収納棚等の奥行きは、60cm程度とする。
- ・収納棚等の形状は、下部に車いすのフットレストが入るものとする。

(4) 車いす使用者用便房

- ・不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室に車いす使用者用の脱衣・更衣スペース等を設ける場合には、脱衣室・更衣室内、又は脱衣室・更衣室の近くに、1以上の車いす使用者用便房を設ける。
- ・車いす使用者用便房については、2. 7. 1 個別機能を有する便房の設計標準 (1) 共通する事項及び (2) 車いす使用者用便房を参照。

(5) 部品・設備等

① 手すり

- ・手すりを設ける場合には、水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すりを参照。

② 脱衣のためのベンチ等

- ・高齢者、障害者等が着替えの際に、横になる場合もあるため、1以上の脱衣のためのベンチを設ける。
- ・利用者の状況に対応し、介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避ける。
- ・脱衣のためのベンチ座面の高さは床から40～45cm程度、幅は180cm程度以上、奥行き60cm程度以上とする。
- ・脱衣のためのベンチには、上体が寄り掛かることのできるヘッドボードのあるものとすることが望ましい。
- ・脱衣のためのベンチ表面の仕上げはクッション材付きとし、滑りにくく耐水性のあるものとする。

留意点：ベンチのわかりやすさ

- ・弱視者や色弱者の視認性や、高齢者のわかりやすさを確保するため、脱衣のためのベンチと壁・床の仕上げ材料は、ベンチと壁・床の色の明度、色相又は彩度の差の確保に配慮して選定することが望ましい。

留意点：収納、ロッカー

- ・視覚障害者が、鍵のある収納やロッカーを使用する際には、脱衣室・更衣室に同行し、鍵の位置、使い方等について、実際に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- ・更衣室の下足入れや収納棚は、視覚障害者が認知をしやすいように、点字表示等を行うことが望ましい。

③ 洗面器、鏡

- ・洗面器の水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・複数の洗面器を設ける場合、1以上の洗面器は車いす使用者の利用に配慮したものとする。
 - ・洗面器の下部には車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
 - ・洗面器の吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30～35cm程度）とする。
 - ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとすることが望ましい。

④ 乳幼児連れ利用者への配慮

- ・不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室には、1 以上（男女の別があるときはそれぞれ1 以上）の乳幼児用おむつ交換台を設ける。
- ・おむつ交換台については、2. 13 F. 1 乳幼児等用設備を参照。

(6) 仕上げ等

① 床の仕上げ

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。

② ガラス

- ・ガラスについては、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準(4) ②を参照。

(7) 案内表示、情報伝達設備等

- ・室名表示については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準(4)を参照。
- ・表示板等については、2. 13. G. 1 案内表示(1)を参照。

2. 10. 3 改善・改修のポイント

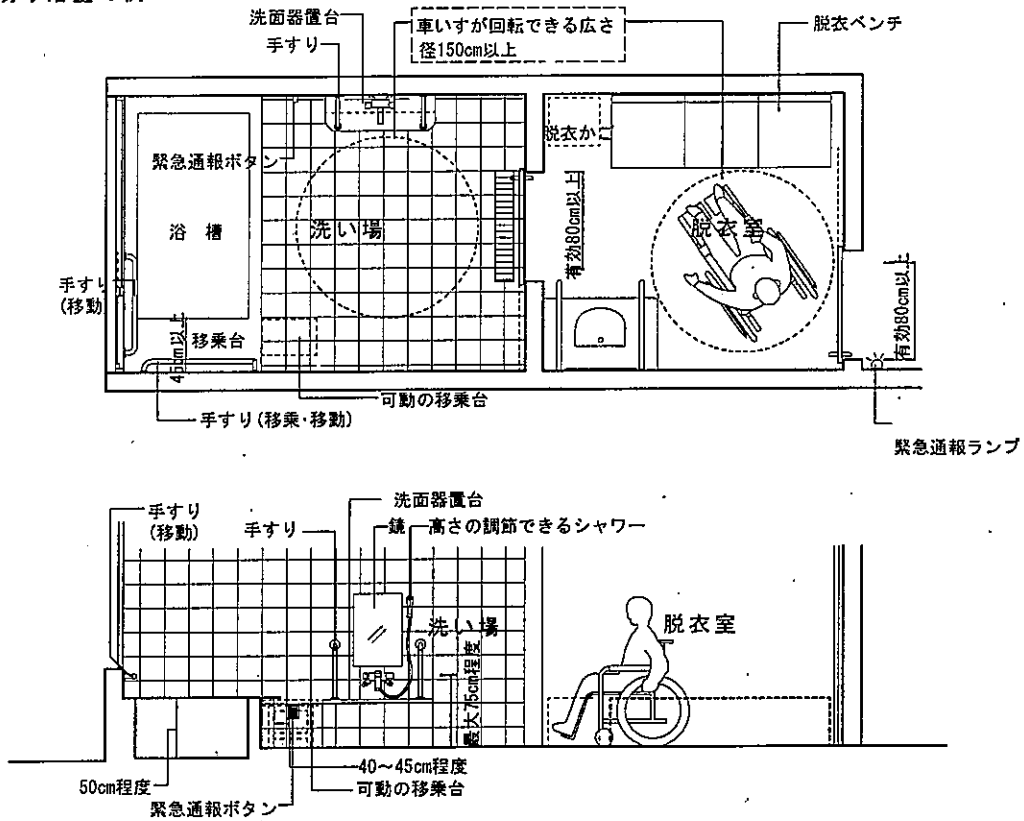
浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させることその他、2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準、2. 10. 2 脱衣室・更衣室の設計標準に基づいて行うことが望ましいが、特に以下に配慮して設計する。

(1) 経路

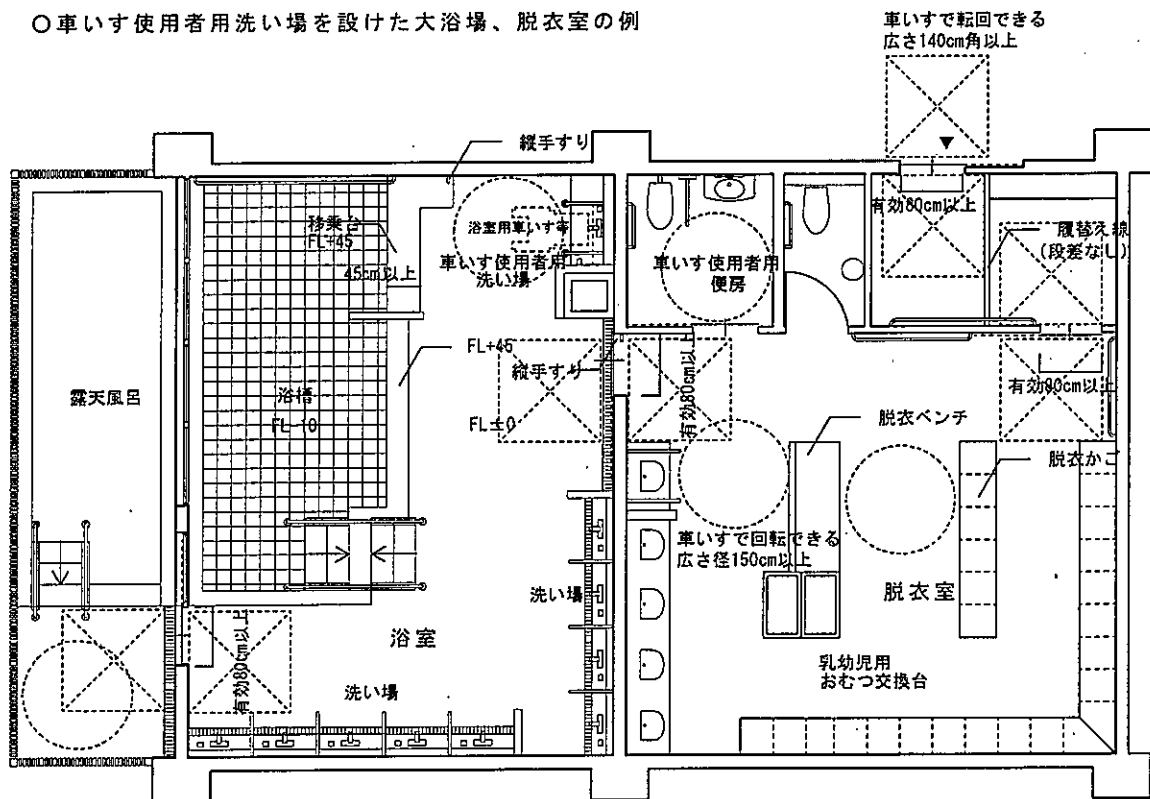
- ・改善・改修等により車いす使用者用浴室等を設ける場合には、利用居室から車いす使用者用浴室等までの経路についても、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

浴室・シャワー室・脱衣室・更衣室 1

○貸し切り浴室の例

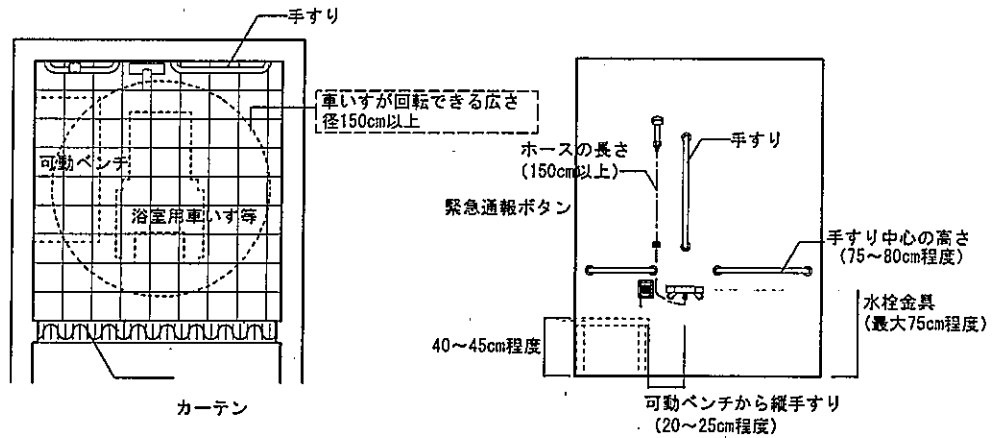


○車いす使用者用洗い場を設けた大浴場、脱衣室の例

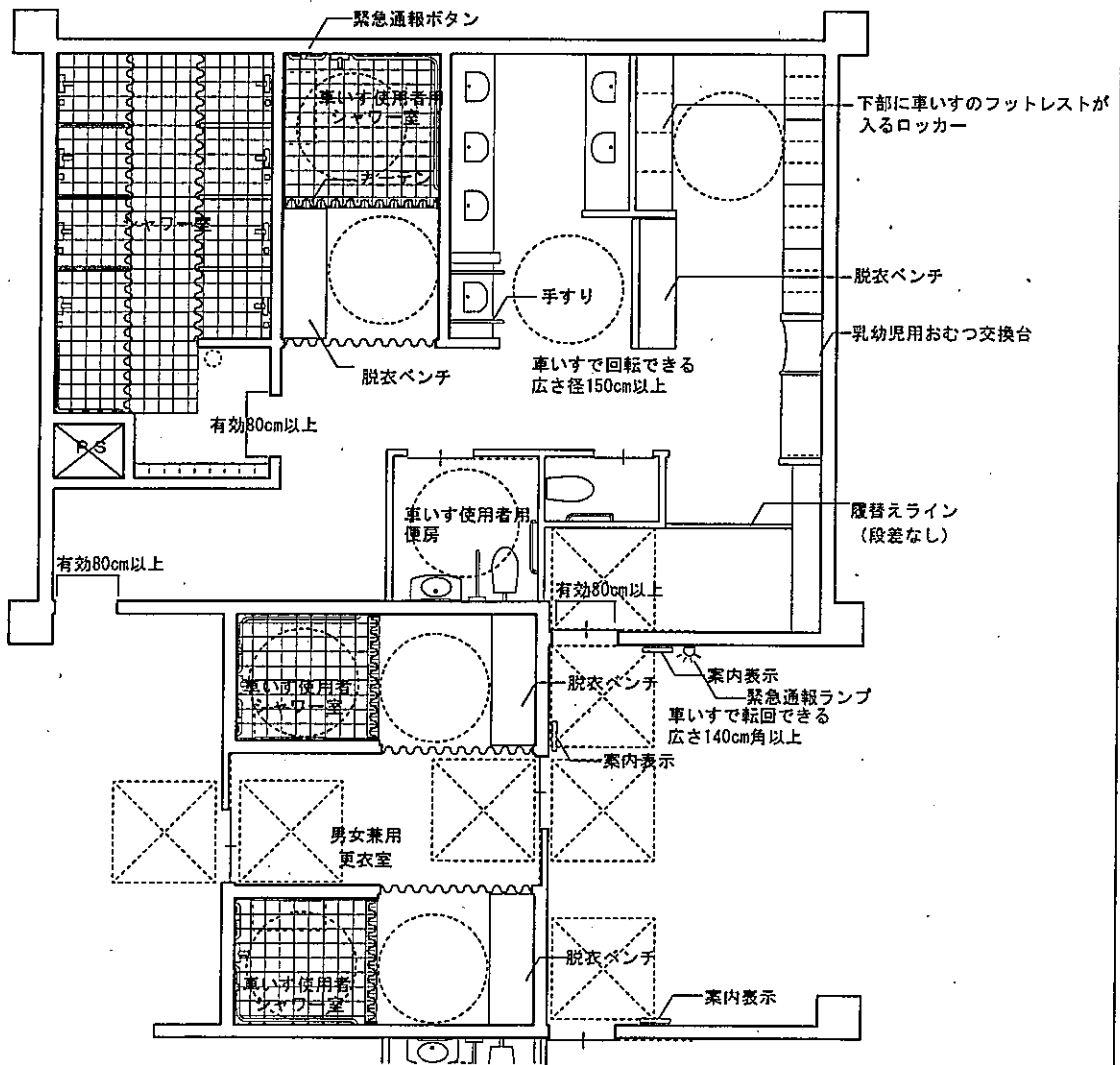


浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室 2

○車いす使用者用シャワー室の例



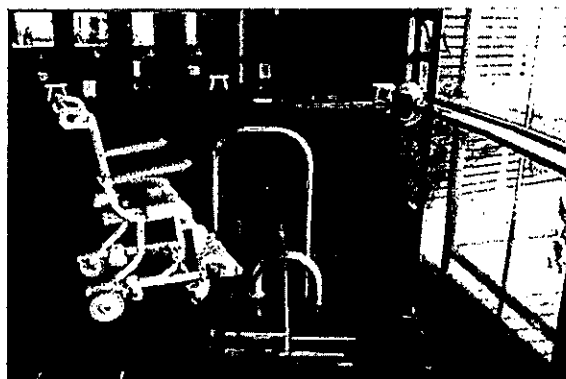
○シャワー室、更衣室の例



2. 1 0. 4 設計例



・車いすでアクセス可能な露天風呂
(手すり、階段を整備。入浴は歩行による。)



・浴槽まで車いすでアクセス可能な大浴場
(手すりを整備。入浴は歩行による。)

電子政府の総合窓口

e-Gov
イーガブ

e-Govヘルプ

お問合せ

サイトマップ

文字サイズ

+大きく

元に戻す

-小さく

法令検索

電子申請

行政手続案内検索

パブリックコメント

よくあるご質問

[ホーム](#) > [パブリックコメント\(意見募集中案件\)](#) > 意見募集中案件詳細

パブリックコメント

[意見募集中案件](#)[意見募集終了案件](#)[結果公示案件](#)[全ての案件](#)[パブリックコメント\(制度\)について](#)[このページの見方について](#)

パブリックコメント:意見募集中案件詳細

建築、住宅 / その他

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正案に関するパブリックコメントの募集について

案件番号	155170702
定めようとする命令等の題名	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
根拠法令項	-
行政手続法に基づく手続であるか否か	任意の意見募集
問合せ先 (所管府省・部局名等)	国土交通省住宅局建築指導課企画係 (建築設計標準パブリックコメント募集担当) 電話:03-5253-8111(内線39545)

案の公示日	2017年01月23日	意見・情報受付開始日	2017年01月23日	意見・情報受付締切日	2017年02月28日
意見提出が30日未満の場合その理由					

関連情報

意見公募要領(提出先を含む)、命令等の案	- 意見募集要領 DOC - 別添:「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正案 PDF 「別添」資料を市販の読み上げソフト等に対応させたファイル1(第1部) PDF 「別添」資料を市販の読み上げソフト等に対応させたファイル2(第2部第1章、第2章2.0~2.6) PDF 「別添」資料を市販の読み上げソフト等に対応させたファイル3(第2部第2章2.7~2.14) PDF - 参考:建築設計標準の改正概要 PDF
関連資料、その他	「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(最終改訂:平成24年度)」 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(追補版)(平成27年度)」
資料の入手方法	国土交通省住宅局建築指導課においても資料を配付します。
備考	

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

[意見提出フォームへ](#)[このページの先頭へ](#)

各種検索、情報提供サービス

[法令検索](#)[行政手続案内検索](#)[パブリックコメント](#)[e-Gov電子申請システム](#)[電子申請とは](#)[府省横断的な情報](#)[行政文書ファイル管理簿の検索](#)[個人情報ファイル簿の検索](#)[組織・制度の概要案内](#)

行政機関(府省)や行政に関する情報案内など

[行政機関\(府省\)別行政情報案内](#)[情報公開\(独立行政法人等\)](#)[カテゴリ別行政情報案内](#)[各府省の予算執行情報](#)[広報・報道](#)[組織・法令](#)[政策](#)[調達](#)[申請・手続](#)

e-Govについて

[電子政府の推進について](#)[e-Govヘルプ](#)[このウェブサイトについて](#)[お問合せ](#)[サイトマップ](#)[e-Govについて](#) : [利用条件](#) : [個人情報の取扱について](#) : [安全な通信\(SSL/TLS\)について](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

